

開 会 午前10時00分

○副委員長（東梅康悦君） おはようございます。

ただいまの出席委員数は13名であります。定足数に達しておりますので、本日の委員会は成立いたしました。

これより本日の予算特別委員会を開きます。

引き続き予算審査をいたします。

質疑に当たっては、要点を捉えて質疑されるとともに、当局におきましてもこれにわかりやすく答弁されるようお願いいたします。

なお、審議の進め方は、昨日議会運営委員会で次のように確認しておりますので、御留意願います。

審議は、款・項・目の項ごとに行いますが、質問する際は目の中で3回までといたします。また、幾つもの質問内容を同時に求めると、回答の整理に混乱を生じかねなく、的確な回答を引き出すことが困難になることが考慮されることから、1回の質問に際し、関連する質問内容は2点までということで、委員各位の御協力をお願いいたします。

135ページをお開きください。

15款復興費1項復興総務費、及川委員。

○10番（及川 伸君） 2目委託料の情報基盤災害復旧事業について、6,000万円というかなりのこの巨額な費用を使つての整備なんですけど、これはどこの、どういう工事に充てられる事業なのかというのと、今後の事業の予定についてお伺いします。

○副委員長（東梅康悦君） 総務課長。

○総務課長（土澤 智君） お答えします。被災した情報通信、ケーブルテレビであるとかブロードバンドの災害復旧ということになるわけですけども、場所は寺野地区、それから三枚堂のあたりというのを今年度は予定をしまして、順次面整備が進んでいくに従って、その宅地が整備されるところに順次その災害復旧見合いで整備を進めていくというものでございます。

○副委員長（東梅康悦君） 及川委員。

○10番（及川 伸君） そこでなんですけど、震災前に一応ぼっぽ、つまり吉里吉里・浪板地区のその光ファイバーの敷設に関する予定などもいろいろ話が出たんですけども、その敷設に関してのその方向性、こういったものはどう今後なるのか、まず聞いておきたいと思います。

○副委員長（東梅康悦君） 総務課長。

○総務課長（土澤 智君） その当初の計画のとおり、映像と通信とそれぞれの計画に従って線を引いていると。吉里吉里については、その通信だけですね、計画に従って順次整備を進めております。

○副委員長（東梅康悦君） 及川委員。

○10番（及川 伸君） 結局、ブロードバンド事業ということで、通信だけのところというところも結構あるわけなんですけれども、今、この間も議論したとおり、この議会放送自体、大体世帯数でいうと5分の1ぐらいしか町内で見られていないというこの情報の格差、ここはやはり将来的に町長、是正していかなければいけないと私は思うんですが、ケーブルテレビをつくらなくても見れる方法論というのはあると思うし、それから、お金が巨額にかけると、試算したら9億、10億円かかるという話もありました。しかしながら、今後の産業創成ということも考えつつ、雇用の確保、そういったものをひっくるめて地方創生の一つのくくりの中に入れてね、過疎債などを使えないか。以前あったその新世代とか、総務省でやっているもの、それから農水でやっているMP I Sとか、いろいろ補助事業があったはずなんですけど、そういうのを組み合わせてやる方法論もあると思うので、そういうところを重ねたような形で、もう一度仕切り直して計画の立て直しということで、全町内テレビが入って、将来的に居ながらにして議会放送が見られるという環境をつくって見たらどうでしょうか。どうでしょう。

○副委員長（東梅康悦君） 総務課長。

○総務課長（土澤 智君） はい、お答えをいたします。

難視聴対策、つまりテレビが見えないところにテレビを見せるようにするというのがケーブルテレビを引いている目的であります。これはあくまで難視聴対策でありまして、いわゆる副次的にケーブルテレビが引かれていることによって議会中継が見られると、ですからその議会中継を全町に広げなければならないというふうな立場にはなかなかとれないわけでありまして、これは巨額な経費もかかります。ということは、1月でしたか、総務委員会でもお話しているとおおり、これ繰り返しになって恐縮なんですけど、そういう状況であります。

いろいろな補助事業を決めまして、それができないかという話もありましたが、これも従来からお話をしていますが、なかなかその補助事業というのはありませんで、結局は単費の持ち出しという形になります。起債も使えなくはないですが、それを使うこと

によって、ほかの起債を使ってやれる事業の枠を圧縮してしまうんじゃないかという問題もありますので、まあいずれにしても、テレビを見られるという目的は達している形になっていますので、二重投資という形でケーブルテレビを全町にするのはなかなか難しいということは、繰り返して御理解をいただきたいと考えているところでございます。

○副委員長（東梅康悦君） 進行します。

136ページ上段。進行します。

2項復興推進費。東梅 守委員。

○7番（東梅 守君） この中で、市街地整備費のところの委託料36億9,735万2,000円という部分なんですけど、これは、この事業の中身についてお尋ねをいたします。

○副委員長（東梅康悦君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） これはUR都市再生機構へ委託をしています事業費でございます。町方地区の区画整理事業、それから、津波復興拠点、それから、防災集団移転促進事業、それから、道路事業、そういった4種類の事業に関してそれぞれ事業委託をしておりますので、トータルとして約36億円ということになっています。

○副委員長（東梅康悦君） 東梅 守委員。

○7番（東梅 守君） 質問の仕方が悪かったと思います。大変申しわけございません。

ということは、今回、末広町のところがまち開きをされ、完成されました。今後、28年度にはそれ以外の地域のところに予算をつけて順次進めていく工事費と考えてよろしいんでしょうか。

○副委員長（東梅康悦君） 都市整備課長。

○都市整備課長（青木利博君） そのとおりでございます。町方地区については今回末広町の一部が供用というか、宅地引き渡しをしましたけれども、この夏には、7月には、今県道を切りかえておりますけれども、県道をもとの位置に切りかえて、その周辺、県道から山側、それから御社地についてはこの夏ぐらいに宅地引き渡しを予定をしているというようなことで、順次整備をしていこうということで考えております。それから、津波復興拠点については、今まだ全てが整備が終わっていませんので、その部分の整備を進めていくということと、それから防集については、これについてはほぼ今寺野臼澤団地2期とか、そういった事業を今供給をしておりますけれども、そういった事業の工事費でございます。それから、道路事業については、町方大ケ口線、今回、3月の末に

源水大橋が開通をいたしますけれども、その取りつけ、末広町から源水大橋までの区間、町方大ケ口線とっておりますけれども、そこについて今源水橋の工事をやっておりますけれども、これも28年度中に完成をするということで工事費を予定をしております。以上でございます。（「ありがとうございます。進行」の声あり）

○副委員長（東梅康悦君） 阿部俊作委員。

○8番（阿部俊作君） その前のページなんですけれども、跡地利用計画策定業務委託料ということで、この跡地の場所と、まちづくりというか、町の基本計画の中で町としてはこの跡地となるものの、どのように利用する計画であるかをちょっとお聞きします。

○副委員長（東梅康悦君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 跡地利用計画策定業務委託料の1,000万円ですけれども、こちらにつきましては、場所のほうは町方地区の災害区域というふうに考えております。事業内容ですけれども、町として公に企業誘致等を図るようなゾーニングをしていく場所であったりとか、あとは公園を整備するような場所のゾーニングであったりとか、あとは逆に何も手をつけないような場所のゾーニングだったりとか、そういったものを定めていきたいというふうに考えているものです。

○副委員長（東梅康悦君） 小松委員。

○14番（小松則明君） 私は、全般についてを、この復興推進費ということでお聞きしますけれども、このコンストラクションマネジメント方式、いわゆるCM方式、CM方式についてはこの災害を受け、この方式をとったということで、この空間環境整備基盤というもののうちの工事概要の中にうたっておりますが、大槌町としては他市町村もありますけれども、これについて、これはよかったのかと。最後には結果は出ると思います。国のほうでもこれから、最後にこの方式がよかったのか、悪かったのかというものは出ると思いますが、現時点、大槌町では、これを先を見据えての話になるので、今は言えないということになるかもわかりませんが、この方式はどうなんでしょう、よかったのでしょうかというアバウト的な話になりますが、町としてはどういう感覚をお持ちでしょうか。

○副委員長（東梅康悦君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） CM方式の採用についてでございますけれども、一番の利点は、設計をしながら施工のほうを進めていくというやり方を今回採用させていただいております。その方式を採用しなかった場合におきましては、区画整理事業であった

りとか防集のほうで仮換地とかそちらのほうの設計が全部完了した上で初めて施工のほうに入っていけるというふうになりますので、結果としては、後々検証のほうは必要になるかと思えますけれども、被災された皆様のほうには比較的早く現地のほうの土の動かしてあったりとか、構造物の建ち上がりだったりとか、そういったものを早くお見せすることができる方式というふうに考えております。

○副委員長（東梅康悦君） 小松委員。

○14番（小松則明君） 当局側でそういう考え方があるということで、まあ私も他県、この被災地3県ということを重ねていろんな場所に行き、いろんな場所で聞いております。このCM方式を入れた市町村、また、直接町が請け、ゼネコンに頼んだ部分でどうなったのかという、そういう比較で私なりにまずやっております。それについてはまだ私も途中経過なのでものは申しませんが、やっぱり今後大槌町とかそういうもの、それが今後起こり得る南海トラフとかそういうものの部分でどうなるのかなという考えを持って、一応ここで今の現時点の町の考え方ということをお聞きしたままでありますが、これに対して私は悪いとは言っておりません。ただし、いいとも言っておりません。どうなのかなということでアバウト的に聞きましたけれども、委員長、まずこれは将来を見据えたということで御了承お願いいたします。答弁は結構でございます。

○副委員長（東梅康悦君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） 私も復興推進、大枠の中で捉えながらお聞かせください。過去2年ぐらいから予算執行がままならない状況でおくれながら、次の年度、次の年度とやってきました。今回一般会計で520億円のうち半分がここになるわけですが、当初予算ですからなかなか大変だとは思いますが、住民は予算計上になれば今までの町政運営だと予算とるまでが大変で、予算がついたとなればみんな喜んだわけですね。今回の復興は予算がついてもなるんだかならないんだかというのが不安であって、まあ100%の執行率を目指すのが、それは本来の目的かとは思いますが、実際予算どりの関係で国に補助要望したりする関係もありながら事業計画を立てたりするところもあると思えますけれども、この260億円で今年度の執行の目標値みたいなものがあればお聞かせをいただきたいと思えます。

○副委員長（東梅康悦君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 今年度の事業の進捗状況についてですが、まず各地区、浪板から吉里吉里、安渡、赤浜、小枕・伸松地区とか、町方地区とかございます

けれども、まず順番に説明させていただきますと、まず浪板地区でございますが、平成28年度の下半期には、まず漁集であったりとか防集のほうであったりとか、まあ防集のほうはもう完成しておりますけれども、漁集のほうも完成させていきたいというふうに考えております。

つづきまして、吉里吉里地区のほうになりますけど、吉里吉里地区のほうにつきましても防集のほうはほぼほぼ完成するであろうという見込みです。残りB団地1区画になっておりますから、そちらのほうを仕上げたいというふうに考えています。また、区画整理のほうですけれども、区画整理のほうにつきましては、28年度末では今の釜甚のスタンドがあるあたりですね、そこらのところについては一部残るところありますけれども、区画整理のほうもほぼほぼ仕上がってくるというふうに考えております。最終的には29年度の上半期のほうで釜甚スタンドのあるところのあたりについても整備が完了して、全ての主要収益の回収が行われるというふうに見込んでいます。

続きまして、赤浜地区でございますけれども、赤浜地区は、防集の①団地と言われているその北側斜面のほうのところにつきましては、一部防集のほうは残るところがあるというふうに考えておりますし、あと区画整理のほうでは赤浜小学校があったあたりですね、体育館とか解体させていただきましたけれども、そのところについての区画整理が一部残るといって考えております。

安渡地区のほうでございますけれども、28年度におきましては、まだ二渡神社、古学校の防集団地につきましては、まだ施工が続いている状況になるというふうに見込んでおりますし、区画整理のほうにつきましても、古学校側のほう、こちらのほうと、あと津波復興拠点の今資材置き場、土のヤードとして置いているところあるんですが、そのほうについては津波復興拠点のほうの整備もまだ行われている状況というふうに考えてございます。

町方のほうですけれども、28年度の下期では、先ほど都市整備課長のほうからも説明がありましたとおり、まず県道から北側と言われますかね、上町のほうであったりとかの整備が、本町であったりとかが行われていくと。また、県道より南側のほうの地区につきましても、JRの駅ができる場所がありますけれども、そちらのほうについてはある程度の面整備ができてくるものというふうに考えてございます。

それと、土地開発公社さんのほうにお願いしている沢山のほうの整備のほうになりますけれども、こちらのほうにつきましても沢山の骨格道路の県道へのアクセス、こちら

のほうの接続が28年度中に完成する予定で、きらり商店街で浄化槽、こちらのほうの移転についても平成28年度中に行うといった予定で今進めているところであります。

○副委員長（東梅康悦君） よろしいですか。（「はい」の声あり）それでは、進行いたします。

137ページ、復興政策費。進行します。

4項復興農林水産業費、138ページ中段まで。進行します。

5項復興商工費。東梅 守委員。

○7番（東梅 守君） 効果促進商工費のところでお尋ねをいたします。

この震災があつてからもう既に5年が経過いたしました。そんな中で、大槌町内の商工業、特に商業者のところが大変今苦しんでいる状況があります。新たな町が区画整理でもってできて、そこに自分たちが戻って今後商売を続けられるのか、それから、担い手がないためにこのまま閉じざるを得ないか、そんな中で、再建をしなければいけないという、仮設から出なければいけないという点があります。今回の予算の中身を見ると、細かい予算はあるんですが、大きく捉えて、その商業の人たちが再建できるという部分の計画が見えてこないというのが大きいところであるんですが、その辺の、この今現在大槌町の商業者の人たちの部分に対して、どう再建させるか検討されているのかどうか、その辺をお尋ねいたします。

○副委員長（東梅康悦君） 産業振興部長。

○産業振興部長（藤枝 修君） 商業者の再建部分でございます。

商業者の再建につきましては、面整備と並行して検討を進めてございまして、今現在、被災事業者も含めまして、商業者さんに直接再建意向のヒアリングを実施しているところでございます。その中で廃業の方もございまして、本設再建を考えているが、具体的方法については迷っている方もいらっしゃる。今後、面整備が進むに当たっては、それに伴いまして被災者再建の補助事業でありますグループ補助の検討が、今現在旧商店街単位でグループ補助の検討が進められておりますので、当面はそのグループ補助の採択に係りまして、町としても県のほうに採択されるように側面支援を図るといような状況で進んでおります。

○副委員長（東梅康悦君） 東梅 守委員。

○7番（東梅 守君） グループ補助金というのは、この復興に係る意味でも大きな予算で、早い時期から手当てされたものですがけれども、実はこの使い勝手の悪さがあつたり

とか、それを一旦使ってしまうと次はどうにもならない。要は、いち早く中に再建した、グループ補助金を採択して土地を借りて再建された方もいます。ところが、もう使ってしまったから、次に、前にあった場所に戻るには何の補助もないわけですよ。独自でやるにしても、なかなかいろんな問題点から、その問題点というのは、一番大きいのはやっぱり再建資金だと思うんですね、その部分がなかなか手当てできなくて、もとの場所に戻れないという方もいらっしゃる。この先を見たときに、その商業をやっている皆さんが何か元気がないんじゃないかなというふうに私感じております。やっぱり新しく人が住む場所ができて、やっぱり商業のところが元気ないと、町がかすんで見えてしまうんですね。そういう見え方をすると、また我々町民も、ついその元気のある町のところに出かけてしまうという現実があるわけですよ。やっぱり大槌のこの町の再生には商業の人たちに元気になってもらわないといけないと思うんですね。その辺でやっぱり、意見を聞くだけではなくて、新たな方策、要はもとの場所に戻って商売できるという何かがないといけないんじゃないかなというふうに思うんですけど、その辺を積極的にその商業者さんと意見交換しながらやるべきだと思うんですが、いかがですか。何か新たな方策を考えるべきだと思います、グループ補助金以外でも何か手当てを考えなければいけないと思うんですが、その辺ないでしょうか。

○副委員長（東梅康悦君） 産業振興部長。

○産業振興部長（藤枝 修君） 町が元気になるためには商業者がやはり元気になっていただかなければならないというお考えは、私もそのとおり考えております。今後、そのグループ補助以外の施策、これまでも金融支援でありますとか、借り入れの利子補給等々の事業は行ってまいりましたが、そのほかの支援策につきましては、今のところまだ具体的なものが私どものほうでも考えておりませんので、今後そのグループ補助等を活用しながら、面整備の中でどこに戻っていくかという議論を、今年度はさらに深めてまいりたいと考えておりますので、その中で具体的な方策があれば、それについてどういう方法で具体化できるかということも突き詰めて考えていきたいというふうに考えてございます。

○副委員長（東梅康悦君） 東梅 守委員。

○7番（東梅 守君） この災害は通常の災害と違って大きな被害を受けてしまったというところで、なかなかその住宅再建にしろ、この商業のところにもしろ、漁業にしろ、全てがそうなんです。やっぱりそれぞれ個々に、個々の問題点を捉えて、個々にどう対応



できるかが求められているんだと思うんです。大まかな平べったい枠の中でやるのではなくて、個々の対応策が必要になってきているのではないかなというふうに見えるわけです。ぜひその辺、細かい部分をよくよく皆さんから早急に意見を伺って、何とかその元気な町になるような施策を出していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○副委員長（東梅康悦君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） 私もかねがねその復興の商工のところでお尋ねをしてきました。その仮設の商店街をどうするのか、再建がどうなっているのか。今部長の答弁だとヒアリングはしているという話がありましたが、そのヒアリングした結果、例えば町内に100店舗あったところで自力再建を目指しているのが30あって、まあ仮設のままでいいところが20あるとか、何かそういうデータがあれば、どこかの時点で商業者さんにも公表していただいてというようなところにもなろうかと思います。あと、先ごろのニュースで、仮設プレハブの解体について延長するとか何とかって、当町ではないんですがほかの市町村を見ると、ただその後において補助が終わったときにずっと永久的にるのであれば土地代はそのプレハブを使用しているところの商店さんが払わないといけませんよ、将来的にプレハブを壊すんだったら、それも自前なんですとか、そういった具体的なものが見えてきた市町村もあるんですが、当町の今後の商業者の再建並びに仮設の解消に向けたというか、仮設のままやらせるのかというあたり含めたものの考え方の方向性を現状で提示できればお知らせください。

○副委員長（東梅康悦君） 産業振興部長。

○産業振興部長（藤枝 修君） 仮設の商店街の移転等を含めた問題でありますけれども、移転先の区画整理事業等の終了時期によっては、5年経過後に撤去せざるを得ない施設があるなど、助成のための要件に非該当の活動が生じる等の事情を踏まえまして、私どもの必要な支援等を国、県、また政党などにも求めてまいりました。その結果、今般、平成28年の2月5日付の事務連絡でございますけれども、仮設施設の有効活用等助成事業の助成期間の延長についてということで、仮設店舗の完成後5年以内に申請することとされておったものが、今後当面、平成30年度までに完了するものについては助成が行われることになりました。助成期間の延長は行われたものの、当町の現状からしますと、実質の延長期間は約1年程度、これは、これまでは申請をその期限までにすればよかったといったものが、30年度までに完了するものについては延長を認めますということに

なっていますので、実質は28年度中に移転しなければならなかったものが、29年度中には移転の申請等を考えなければならないという状況になってございますので、そういったところの1年のアドバンテージを利用しながら、先ほど東梅議員にも御答弁したように、個々具体的に、一つ一つの問題を着実につぶすような形で、今後どうしていくのか、さらに詳細を商業者さんたちと詰めて、今年度中には目に見える形で具体策とか本設再建の方向性とかを示すようにしていきたいというふうに考えてございます。

○副委員長（東梅康悦君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） 部長には常々お話をしている経緯も承知していると思いますけれども、そのグループ補助金の東梅議員が言ったように、使い勝手の悪さだったり、補助率は魅力的ではあるけれども、それに附帯する地域貢献であったりとか、商業者の人がやはり高齢で、店再建するのでさえ手いっぱいなのに、ここでまた地域に出ていって云々かんぬんというのなかなか大変だという悩みだったり、その補助率が4分の3だったり、8分の7だったり、2分の1のものだったりということを、私も町内で飲食していて、「どうするの」と聞いたときに、「いや、まだ具体的には考えてないし、やめようかなと思っている」と、「でもこういう補償もあるんじゃないの」と言ったら「知らない」という話になる。だから、積極的に聞きに行っている人はわかるんですけども、迷っている人は聞きに行くことすら一歩踏み出せないでいるというところもあると思うんですね。商業者の名簿というのは、当局であれば誰も持っている名簿だと思いますけれども、そうやって一件一件丁寧に当たることも、ヒアリングをして通り一遍的に窓口なので相談に来てくださいというやり方もそうなんですけれども、我々は今、この時点で5年たった今で今後を考えると、そういうことを言っていられないという話になる。何とか商店さんどうするんですか、肉屋さんどうする、酒屋さんどうするんですかって、こういうことは使えるけれどもどうなんですかという、やっぱり個別具体的に出かけていって、それでリスト一つ一つ精査をしていくというのも必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○副委員長（東梅康悦君） 産業振興部長。

○産業振興部長（藤枝 修君） 芳賀議員御指摘のとおりだと思っております、これまでもヒアリング調査をしておりますが、我々もそのヒアリング、2次ヒアリング、3次ヒアリングという形で段々精度を上げて個々具体的な問題について解消するようなヒアリングも考えておりますので、そういった形で進めていきたいと思っておりますし、こ

れまで以上に商工会とも連携しながら商業地再生の取り組みについて強化してまいりたいというふうに考えてございます。

○副委員長（東梅康悦君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） 最後に、住民さんの悩みもあるんですね。結局町方に建ててもいいけれども、店も何もないからという話がある。商業者に聞くと、「いや、店つくってもいいけど買う人いないんだら」という話になる。表裏一体なわけですよ。だから、こちら辺が早めに詰めたほうがいいというのは、これだけ再建する商店さんありますよとか、これだけ自立再建する住宅がありますよとかというのが情報提供できれば、それだけやるんだったらやってみようかなとか、それは双方だと思うんですね。そういうことをもうどんどん、どんどん、数値化なりして住民さんに情報提供してあげて、町方が再生になるように、ぜひ頑張っていただきたいと思います。以上です。

○副委員長（東梅康悦君） 進行します。

6 項復興土木費139ページまでです。進行します。

140ページ上段。進行します。

7 項復興都市計画費。141ページまで。進行します。

142ページ。佐々木委員。

○1 番（佐々木慶一君） 142ページですけれども、13節の委託費、それから15節の工事請負費に関連してちょっとお伺いしたいと思います。

先般の花輪田地区の集会所、F I D R（ファイダー）の支援があつて、18年度中の完成を目指すということで、業務が進んでいることは非常に喜ばしいことだと思います。

この中で、今の節に関連して、臼澤地区とか小枕地区も引き続き調査等を行うような予算になっているようなんですけれども、この辺の集会所の整備の仕方、順番とかどういった基準で整備していくのかというような基準が何かありましたら教えていただきたいと思います。

○副委員長（東梅康悦君） 公民連携室長。

○公民連携室長（北田竹美君） 集会所の設置等、それから運営基準については、先般の2月の全員協議会でお示ししたとおり、基本は公民館については500メートル以内、そういうところに一つつくっておることなので、その中には集会所はつくとらないと。それから、集会所については、避難の時間が15分以内で集会所に集まることができるという観点で、200とか300以内の距離を保ちつつ集会所をつくるという基本方針についてお示し

をしたところであります。順番については、ここに書いてあるとおり、今年度は、この2月には沢山つくりましたので、次年度は白澤と小枕等について集会所をつくっていくという予定でございます。以上です。

○副委員長（東梅康悦君） 佐々木委員。

○1番（佐々木慶一君） その順番等で、この予算に上げられるのは多分公設の集会所等になると思いますけれども、先般の全員協議会等でも公設の施設だけではなくて、民間が独自に設置している施設等もあると。そういったものは、例えば老朽化していても民間の力ではなかなか修復できないとかいう問題があるやに聞いています。その場合に、先般の全員協議会等で芳賀議員からも御指摘あったんですけども、そういった部分にも、なかなか民間の力では対応できない部分について、公の補助があってもいいんじゃないのかなど。要するに、コミュニティーとしてその地域にもう根づいていて、まさに今回、この予算もコミュニティー形成予算ということで銘打っていますので、そういった視点でも公の施設でなければ投資できない、改善できないという視点ではなくて、既にあるコミュニティーを醸成するんだという視点での切り込み方というのはできないものなのではないでしょうか。

○副委員長（東梅康悦君） 公民連携室長。

○公民連携室長（北田竹美君） 今御指摘の、公益のものでなくて、自治会等さんが個別に設置した施設につきましては、集会所としての機能を有する条件が幾つかございますので、その条件に合致するものについて町としては大規模修繕に要する費用の一部を負担するという考え方で、これから次年度は具体的にどのようにその詳細を考えていくか、そういうフェーズに移っていこうと思っております。基本としては、自治会等で独自に設置した自治会であっても、その修繕費等については一部町で負担をするという方向で考えていくという基本でございます。

○副委員長（東梅康悦君） 佐々木委員。

○1番（佐々木慶一君） やっぱり、いくら民設の集会所とはいえ、ある程度基準を満たした納得感のあるところではないと費用投資というのはできないと思いますけれども、おっしゃるとおり例えば新しい施設をつくるにしても、建築基準法上、例えば道路4メートル幅の基準に面したところに設置しなければいけないとか、いろんな制約あると思いますけど、そういった制約を一つ一つクリアできるところで、なおかつ既存のコミュニティー施設として十分に機能している、あるいは地域住民の協力が得られるとか、そ

ういったものについては積極的に進めていただければなと思います。今まであった施設で特に防集団地等近くに移転して利用率がふえるとか、ふえる見込みがあるとかという場所も多々ありますので、そういったところを総合的に勘案して、住民の意見を聞きながら、この辺を柔軟に運用していただければなと思います。よろしく申し上げます。進行してください。

○副委員長（東梅康悦君） 金崎委員。

○11番（金崎悟朗君） いろいろこの集会施設についても、いろいろ取り沙汰されております。先般私もこういう施設がこの大地震大津波のとき役立ったのを、当然皆さんも御存じのとおりだと思います。そして、その中でもやはりその自治会でやるとかいろんな、その臼澤地区のようにある程度まとまった人たちが伝承館とかつくってやっている。津波のときもあそこに何百人もいたと。そういうところが例えば芳賀議員が吉里吉里の話出しましたけれども、私はこの一部負担するというのは、話はわかるんです。けれども、実際こうやって復興でこの新しい集会施設とかいろんなをつくっていくんだけど、その既設のそういうコミュニティーを大事にするようなところの、例えば老朽化するとか、そういう水回りのものを直すとか一部負担の中身がわからないんですよ。一部負担ってしゃべれば、いや1割出すんだか2割出すんだか、この辺をもう少し具体的に、その人たちが手をかけやすいような方法で一部負担といっても2割、3割でなくもう少し出してあげるとか、そのくらいの気持ちを住民とすれば持っているんですよ。その辺を具体的にお示しできませんでしょうか。

○副委員長（東梅康悦君） 公民連携室長。

○公民連携室長（北田竹美君） 集会所につきましては、これまで設置運営の基本方針についてすら設定がなかったということがございまして、今、ことしまでの間にそういう条件について方針を設定いたしました。今議員が御指摘の部分については、私は今ここで一部という表現をいたしましたけれども、御指摘のとおり、じゃあそれは幾らなんだと、何%なんだと、こういう話がなければ町民の方々もなかなか御納得いただけないというのは私も同感でありますので、これは早期にそういう形で御提案をさせていただきます。

○副委員長（東梅康悦君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） 同僚議員から応援と受け取るのが変なのかどうかわかりませんが、私は常々申し上げるのは、いずれ先駆的に地域コミュニティーを形成しようと

思って住民がやったものについて、今老朽化してきているという実態があるものについてきちっとした支援をしていかないとうそなんであろうと。新しい、津波で流された人たちが団地に行ったところには、助成金を使ってほぼほぼ100%が出ていて、もともと培ってきたものについて一部負担、まあ先ほど一部負担の割合の話もありましたけれども、これは例えば今度F I D Rだと3,000万円という単価が出たときにね、じゃあ3,000万円かかるとして、その半分程度はやはり自治体が助成してあげないといけないのか、F I D Rにかわるような助成金があれば、二、三年待ってはもらうけれども、8割ぐらい、9割ぐらい来る可能性もあるので、当局もやるから、まあ3年程度はもう少し古いところを直しても頑張ってくれやとかね、それが住民に対する丁寧な説明だと思うんですよ。そのためには、その老朽になっているところだったり、新しいところだったり、現場を見ながら今やられている自治会さんときちっと協議をした上で、過大なものも望んではいけないと思うんです、だから、役場だけで図面を引いたりするとどうしても公共事業になるから多額になるし、きちっとした設備になるけど、もともとは自治会館というのは集いの場です、お茶飲み場所だったり、酒を酌み交わしたり、あしたの町の話をしたり、隣のじいちゃん、ばあちゃんたちの話をしたり、子供たちの集会所であったりというところが自治会館なので、そういう意味ではそれらを流された一部の町があったり、吉里吉里もそうだし、町方もそうです。今度新しく行くところはそれをつくるというエネルギーもかかる。だから、そういうところにやはり町が積極的に、私はさっき商工にも言ったのも、全課にお願いしたいんですが、とにかくその庁舎内にて企画をしても、やっぱり実態とそごになる場合がかなりあるんですよ。だから、やはり出かけていったり、役員会に入ってみたりして、住民の実態を聞いて、少しでも役場がお手伝いできるものがあれば、住民を叱咤激励しながらやってもらえればいいものができるんじゃないかと。住民も今この時代に何も何千万円よこして建てろなんて多分言わないと思うんですよ。もともとやってきたところはね。手助けがあればありがたいと思うわけですから、そこから辺がキャッチボールがスムーズにいかないと、あつちは100%ついたので何でおらは半分なんだということになるから、その一部負担という言葉をつまえて言うかね。そういうふうにならないように今後の調整だと思いますので、室長頑張って地域に出歩いて、聞いてみてください。嫌みも言われるかもわからないけれども、それが仕事ですから。よろしくお願ひしたいと思います。

○副委員長（東梅康悦君） 小松委員。

○14番（小松則明君） 私は、この下段のほうの町方地区土地利用計画策定促進事業業務委託料にかかわってちょっとお聞きいたします。

町内の区画整理事業というものが大体の方向、区画もちゃんと決まって、もう少しすればこの県道も出て、大槌のど真ん中に道路が通るぞという形も現在見えてきております。ただ、その線路の、今度三陸鉄道ができる線路の外側というものに対して、あの全部の土地の改修というものが、再度聞きますけれども、終わっていますでしょうか。

○副委員長（東梅康悦君） 用地課長。

○用地課長（内金崎 智君） 線路南側といいますか、その辺の土地買収の件だと思えますけれども、全部はまだ終わっていません。

○副委員長（東梅康悦君） 小松委員。

○14番（小松則明君） そうですよ。まずこれも前にお話いただいて、もう一つそこに何%って出ればまたよかったかなと思っておりますけれども、そこはまずいろんな予算とか、基準をクリアしている、していないというものがあると思いますが、将来の構想、構想というものはもうできていなければならない。言うなれば、堤防の、堤防というか水門の近くには人工の森をつくって、縮小湾だけでもつくるんだぞと。じゃあこっちはどうなるのやという話の中で、どうでしょう、デザインというか、将来的な話、そういうものもやっぱり絵では見えているようなんですけれども、まだ土地の絡みとかそういうものに対して、将来どういうふうになるのかというデザインがあったなら、この場で少しでもお聞かせ願いたいと思います。

○副委員長（東梅康悦君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 跡地利用計画の内容についてと思えますけれども、先ほども御説明いたしました、今まで都市整備課であったりとか、もしくは公民連携室であったりとかでいろいろ検討してきた経緯がございます。それらを取りまとめて、今後、先ほども説明しましたけれどもゾーニングとかそういった形で計画を策定していきたいというふうに考えておまして、今回の当初予算に計上したという経緯がございます。その計画がじゃあいつできるのかというお話になろうかと思えますけれども、一応4月以降発注をしていって、12月までに計画の策定を取りまとめていきたいというふうに考えております。その中で、各有識者であったりとか、議会のほうであったりとか、そちらのほう、一般の方も含めてですけれども、ヒアリング等を行ったりとかもしながら、計画のほうは策定していきたいと。また、議会のほうでも説明していきたいというふう

に考えておりましたので、よろしく願いいたします。

○副委員長（東梅康悦君） 小松委員。

○14番（小松則明君） 本当に課長、その議会のほうにもという話で、できるなれば町民と議会と、そこの議会の議員も何人か入れば、議会の思いも入ると思いますので、ここで喧々諤々をするんでなく、思いが一つだよということで、そういう委員会なり、そういうものということには、町長、一緒にやろうという、その心意気の言葉を一言欲しいんですけど。

○副委員長（東梅康悦君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） ちょっとその跡地利用のことで、もう少しちょっと補足説明させていただきますけれども、基本的には今までいろんな夢のような絵を描いてきたり、住民からのアイデアも募集してきました。ただ、現状でいいますと、まず一つは、今買い取った土地と買い取っていない土地があります。買い取ってない土地について、今後交付金事業、一部では土地利用の計画がある程度決まれば、効果促進事業で買ってもいいですよというような話も一部では出ている。反面、その公園利用であるとか、割と公共施設の利用じゃなくて、地域振興、いわゆるこの震災復興からのそういった振興に関してであればいいですよというような話がどんどん強くなっています。したがって、一つは、これまで言ったように運動施設であるとか、あるいはそういう公共施設的なものにはどうも今後復興交付金事業が余り見込めていけないという事業が一つあります。それから、もう一つは、この土地の利用を民間に開放していくということでございますけれども、これについては、基本的には財産処分の問題がございまして、買った分の土地の補助金は国にお返ししなければなりません。したがって、その土地を自由に人に使わせるということはまずないということが第2点でございます。したがって、今中で、跡地利用の中でいえば、今うちのほうではある程度の賃借料をとって貸したいと言っていますが、これは最終的には財産処分して、国にお金をお返しするという前提で考えています。ただ、今後、そういった部分はまだまだちょっとグレーゾーンでして、復興に資するといえいいというような話で、じゃあどこが復興に資するんだという話が、まだ明確に決まっていないので、それについては今後その復興庁なりの行方は見ていきたい。ただ、もうかなりの部分ではそういった計画というものではなかなか策定、まあ、去年までそういった意味では総合政策で計画についてはいろいろな識者も交えてやってきましたが、どうも先に進んでいかないという中でいえば、むしろ産業振興計画、ある



いは財産処分をして使う人たちに渡していく、あるいはお金をとって貸すというような方向でやっていきたいと思っております。

○副委員長（東梅康悦君） 小松委員、いいですか。3回だ、終わった。阿部俊作委員。

○8番（阿部俊作君） 先ほどもお聞きしました跡地利用、それからこのまちづくりという事なんですけれども、私は、大槌は何を中心に大槌として発展していくかという、その基本的な設計、産業、商業、観光、それのもとがきちっと出されれば、それに沿ってこの町、こういうのはこういうふうにする、こういうふうにするという、そういうふうにするんじゃないかなと思っていて、一般質問でももうちょっと突っ込みたかったんですが、ちょっと勉強不足もありましたので、その基本的なところをしっかりともうちょっと見極めて、この町の先をどうするかというのを考えてほしいなという思いがあるんですが、どうでしょう。

○副委員長（東梅康悦君） その前に、済みません、町長も先ほど意見を述べようとしていましたので、町長のまず意見ををお願いします。

○町長（平野公三君） 小松委員の御質問ありました件についてお答えしたいと思います。

今、復興局長は土地利用についてなかなか厳しい状況であるということは事実ですけれども、やはりこれからの町をつくるという中では、きちっと町民の方々、議会の方々と膝突き合わす必要はあると思います。なかなかその復興予算についている状況が厳しい状況はわかりますが、つくるのは私たち大槌町の町民でありますから、きちんとその辺は訴えていくという必要があると思います。ですから、そのための委員会を持ちながら、高いハードルはあることは十分承知をしながらも、こういう町にしようということについては、しっかりと話し合いの場を設けていきたいと、こう考えております。

○副委員長（東梅康悦君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 阿部委員のおっしゃることはもっともでございます。これまで計画論をいろいろやってきたんですが、どうもいまいちそれが実現する中で、なかなか厳しいというのは、どうもその財源に対しての意識がどうも薄かったと。基本的に言えば、復興交付金か何かでどうにかなるだろうみたいな話で計画を立てても、今の時点ではかなり難しいと。その中でいけば町の中でそれを使って、跡地を使って町の税収も上がって、それによって町としても成り立っていくような、そういった立場に立って、そうした形でまた計画を見直していきたいというふうに考えてございます。

○副委員長（東梅康悦君） 阿部俊作委員。

○8番（阿部俊作君） 復興ということではまあいろいろ交付金では大変な面があると思いますが、今ふるさと創生というまた新たな言葉が出てきたような、そんな状況にもありますので、そういう面でまちづくりとともにいろんな町民の意見、それから長い目で見て未来を見つめる町、自立できる町ということを考えながら、一緒に委員会等話を出していただければと思います。よろしくお願いします。

○副委員長（東梅康悦君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） じゃあ私は現実を見ながら、あしたを見たいと思うので質問しますが、先ほど局長の答弁で地域振興策であればいいですよと国は言っていると。その公のもので公園つくれとか、グラウンドつくれという話でなくて、本当にそれが復興に資する、じゃあ、そのいまだに先ほどの商業でもありましたけれども、まだ再建ができる場所すら見つかっていないというところについて端的に、それは地域振興策、復興に資するという該当要件にはまっていますか。

○副委員長（東梅康悦君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） それについては、津波復興拠点という、今回東日本大震災津波では、そういう制度になっていまして、それで都市計画決定して、今回こういった安渡と町方については整備をして、大体その固定資産税相当ということで貸すというところでは、そういったものにはなっております。ただ、それ以外の部分を貸すに当たっては、今言ったような普通財産の財産処分が必要であると。結局を言えば、それを普通に貸すのであれば、そこがちょっと難しいところですけども、復興のための再建に資しているんだというふうに言えるのか、あるいは国が言うような個人財産の形成にその復興交付金で買ったものを提供しているんだと言われてしまえば、その部分に関しては補助金を返せという話になるというところで、非常にそこは境が不明確で、多分個人に単純に貸すというのは、復興に資するということではないというふうには思っております。

○副委員長（東梅康悦君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） もちろん個人にだけ、個人さんのためだけという視点でいくとそうだと思いますけれども、例えば地域の中において、まだまだ再建が、商業再建の土地について悩んでいたりと、あとは区画整理事業の中にある一定制限があったり、前は商店の脇が倉庫だったわけですよ、単純な話をすると。商店は、店は構えたいけれど、そこまでは構えられないといったときに、どこのことを言っているか局長は十分承知だと思いますけれども、そのエリアをある程度基盤整備した中で、そのために総合政策のほ

うでアンケートはとったわけですよ。抽象的な、買った方がいいが、何もやれないという土地じゃなくて、やりたい人を募集したときに、何坪を平地にすればこの商店さんは倉庫を、この商店さんは店、この商店さんはどうせ店やるなら今までの店で売り上げ上がらないから、こういうものを誘致したいとかという希望があるわけですよ。そういうことに対するものだとしたらいかがでしょうか。

○副委員長（東梅康悦君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 多分、今の抱えている問題は、大槌町だけじゃなくて、全国的に抱えている問題なので、多分それについては復興交付金の適用というのは多分認められないと思います。したがって、うちのほうとすれば、それについては逆に先行している大船渡市さんはそうなんです、その一般的な普通財産の貸し付けは土地価格の5%で普通財産貸していますけれども、復興に関するこの今後10年間は、例えばそういった方々には半額、2.5%で貸すとか、そういうふうな形での復興を支援していきたいというふうに考えてございます。

○副委員長（東梅康悦君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） 私もちろん、誰もただで貸してくれとかそういう話ではなくて、その一歩踏み出すためにある程度の基盤整備の規模になると、個人さんではなかなか大変だということ、もちろん賃料を払うのも商店さんであれば当たり前の話です。ただ、それを具体的に、じゃあそのエリアに1,000坪を平地にしたときに、建てるのは自分たちですよ、そこで300坪借りれば1カ月に2万円ずつ納めてくださいねとかというのを具体的にもうやる時期なのかなというふうな気がしています。それをやることによって、そんなんであればいい、自分で山のほうさ倉庫建てるからという人が出て来るかもわからないし、自分で探すからという人があるかも。ただ、今までの話のこの2年間のプロセスを見ると、その住宅地じゃないところは買い上げる方法もありますよとか、基盤整備もできる方法もありますよと言われてきたもんだから、それに一抹の期待感を抱いていたわけですよ。それが期待できないとしたら、かわる方法論は、今はこれなんですということが提示できるのであれば、その総合政策でやったアンケートを答えて出した人たちを寄せて、こういうふうなものだったらいけるけれども、どうなんだということをやれば、行くのか、とまるのか、やめるのかという結論を出すだけでもね、私はこれが一歩だと思うんですよ。そうすれば、商売しないと食っていけないわけだから、次考えるから。そういうことをやはりぜひやっていただきたいと思いますけれども、いかがで

しょうか。

○副委員長（東梅康悦君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 全くそのとおりだと思います。今言ったように、もうある程度普通財産でその財産処分を前提に考えると、その中で町の中で、産業振興して、その結果としては町の中でそれが活性化すればいいわけですので、その中で今言った賃貸料の率というのは、さまざまな考え方があろうというふうには考えております。

○副委員長（東梅康悦君） 進行します。

143ページ中段まで。進行します。

11時05分まで休憩といたします。

休 憩

午前10時56分

○

再 開

午前11時05分

○副委員長（東梅康悦君） 再開いたします。

各委員をお願いいたします。質疑をする前は項目の提示をまずお願いします。また、全体的な質疑に対しましても、質疑する前にそういう提示をお願いいたします。

それでは、進めます。

143ページ、8項復興用地建築費。143ページです。進行します。

144ページ。東梅 守委員。

○7番（東梅 守君） 区画整理用地費のところでは若干お尋ねをいたします。

昨日、末広町の区画整理事業地内がまち開きを行って、これから住宅再建が行われようとしているところでございます。大変喜ぶ反面、不安の声も聞こえております。それは何かと言うと、その防潮堤の建設がおくれているという点でございます。これから再建しようとするときに、平成31年にならなければ水門・潮堤は完成しないんだよという県の示した部分があります。それまでには大分時間があるわけですね、向こう3年あるわけです。それを考えると、やっぱり今住宅建築をしていいものかどうか、大変心配されている方もある。先日、県のほうの土木の人たちがその防潮堤に関する水門工事に関する説明会も行われて、復興局長もおられました。そんな中で、実は水門工事を始めたら、大変地盤が弱く、なおかつその地下に大きな水脈があって、建設が大変難しいという話まで出ている。その水圧を抜いて、その杭を打たなければいけない。その杭の長さが40メートルという長さ。その結果がどうなったかという、もともと町方地域にこの

区画整理事業地内にあった湧水に対して影響が出始めていると。中には枯れてしまっている状況があります。それから、沢山のほうでは地下水を使っている農家の方たちが、地下水が濁って使えなくなったと。この防潮堤工事による影響が大きく出ています。この問題点は、実は以前にも防潮堤の工事に関する私の質問の中で、その地下水に影響はないのかというふうな質問をしたら、地下水は二十数メートル下を流れているので、建設には何の影響もないんだと、地下水に影響はないんだという答弁を私は受けておりました。その辺について復興局長のほうでどの程度県のほうと意見交換しながら、これから区画整理事業地内の住宅再建に伴って説明をされていくのか、その辺をお尋ねいたします。

○副委員長（東梅康悦君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） ちょっとそこの部分で整理させていただきますと、今回その防潮堤の工事で杭は打つというのはもともと、こういった構造物の場合くい打ちをする。まあ支持力のある地盤まで杭を打つ。これは水門とか、非常に重要な構造物と位置づけられていますので、そこまでは耐震の部分とかあって打つということは決まっている。ただ、今回、その杭を打つに当たって、被圧地下水が出てきたということです。被圧地下水というのは、要するに自噴井があったということで、その水位を下げるためにスーパーディープウエル工法というのを使っていると。それはただ井戸を使って、その水をくみ上げて地下水を下げるという方法なんですけど、ところが、それによって最初に、例えば古廟地区の水が枯れる。それで井戸をまた別のところに掘り直してやったら、今度は別なところになった。そうやった中で水面下、いろんなところに行っているわけです。そして中で言えば、今ようやく大体伊藤商店さんには御迷惑かけているんですが、水産加工の中にはそのくみ上げた水を供給することにして、今現在は工事に入っているというような状況です。それに対してかなり時間がかかったと。そして、この杭打ちがある程度終われば、このスーパーウエル工法を当然終わりますので、その時点で地下水はまた同じように戻るといふふうに考えてございます。

○副委員長（東梅康悦君） 東梅 守委員。

○7番（東梅 守君） それで、その杭打ちの工事なんですけど、大変、数百本という杭を打たれていく。また、防潮堤に関しても地盤が弱いために、杭を打たなければいけない。これも二十数メートルの杭を打つということになっています。図面を見ると本当にすき間なく打ち込んでいくような状況の図面を提示しておりました。そういうことを考えると、この先ほど局長がおっしゃった工法を終わった後の今度は心配があるわけです。

要は、地下水が海に流れていっているものが止まってしまうのではないかとこの恐れがあるわけですよ。とまった場合に、要は区画整理事業地内の底のほうに圧力が逆に上がってしまうのではないかとこのね、要はこれまで自然の中であった地下水が、人口的な作用によって変化を来たして、何かかしらの影響を与えるのではないかとこの心配があるわけですよ。その辺について今後どのように県と協議しながらやっていく予定なのかをお尋ねいたします。

○副委員長（東梅康悦君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 杭は全部すき間があって打つので、それがとまるというようなことはなかなかないのかなと。逆に言えば、今の福島で、その地下水をとめるために、何とかの壁というのつくっているんですが、実際それがなかなかとまらないくらい、やっぱりこの今回のモード見てわかるとおり、地下水の力というのはすごく大きくて、なかなかその自然の力を人口的なものでとめるというのはなかなか難しいだろうと。ただ、その反面、こういった、たとえ盛り土しててもですね、地下水というのはその日によって雨の量とかで上がったり下がったりします。そういった面に関しては、今回その区画整理地内の盛り土した部分には一番下の層に、いわゆるその岩ずりという石を敷いてですね、その部分で、地下水が上がった場合でもそこから出て、浸透して出て、上のほうにまで上がらないというような、残留水圧を逃がすような形の工法をとっておりますので、その点については今の中では大丈夫なのかなというふうに考えてございます。

○副委員長（東梅康悦君） 復興局長、1回目の質問の中に、その防潮堤のおくれが住宅再建に不安を抱えているという質問もありましたので、そこをどういうふうに町として対応していくのかという質問があったと思いますので、その部分についてもお願いしたいと思うんですけど。復興局長。

○副委員長（東梅康悦君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） それについては、今言った地下水の井戸を掘る作業がおくれたんですが、これ以上はもうおくれないと県のほうでも言っております。当然町としてもこれ以上おくれでは困ると。それから、このことに関しては、いわゆる防潮堤の概成までに町ができてしまうので、まちづくりに非常に影響が出ているという中では、何とかその工事を早く進めるなり、あるいは町民が安心に思うような、例えば仮の盛り土をするとか、そういったことはできないかというような話はしてございます。

○副委員長（東梅康悦君） 東梅 守委員。

○7番（東梅 守君）　そうです、住宅再建される方に不安をやっぱり抱えないような、やっぱり十分な説明が必要なんだと思います。先日の県のほうで行った説明会に参加者が少ないのはちょっと残念だったんですけど、このことをやっぱり町のほうは受けて、逆に町民に対する広報が必要なんではないのかなというふうに感じたところです。それから、今現在その水門をつくるに当たって、その工法の影響で地下水に影響を与えて、いろんな事業主さん含め、住民の方含め、その井戸水の問題があって、県のほうでは補償して歩いているという現実もあります。このことは大変当初の影響を与えないというところから見ると、大きな影響なんだろうなというふうに私も思っております。そこで、今後その工事に伴いながら、この区画整理事業地内、これから住宅再建されるところを含めて、町内のその井戸の調査という部分では県と協議して、やっぱり調査をしていく必要性、工事に伴いながらしていく必要があると思うんですが、その辺についてお答えを願うのと、今現在、その水門が壊れたままの状態のところがいっぱいあるわけですよ。大変そのことも今現在町内でこれから、もう既に住宅再建された方含め、不安に感じているわけです。水門も壊れたまま、いろんなところが開放しっ放しの状況があるわけです。これも早急に何らかの対策をとる必要があると思うんですが、その辺について、2つについてお願いいたします。

○副委員長（東梅康悦君）　復興局長。

○復興局長（那須 智君）　まず、井戸調査でございますけれども、区画整理地帯の井戸については盛り土する段階で一旦全部埋塞してとめてございます。その上で盛ってございます。その区画整理地以外の井戸については、今うちのほうでもイトヨの関係もあつたりして、調査は続けております。井戸についてはちゃんと調査しております。

それから、次に……、「水門が壊れている」の声あり）水門が壊れている部分については、ここには、県のほうにいろいろ話しているんですが、その部分に例えば、この間もちょっと説明があつたかと思うんですが、ちょっといわゆる今の防潮堤以外の工事のために水門を使って工事しているんですけども、それが終わったので、それについてはいわゆる土のう等で、大型土のう等で閉じたいと思うというような回答があつたと思います。水門についてはそういった形で、なるべく閉塞するように県のほうにはお願いしていきたいというふうに考えてございます。

○副委員長（東梅康悦君）　進行します。

145ページ中段まで。澤山委員。

○3番（澤山恵美子君） 委託料の避難所・避難場所……、まだそうです。間違いました。

○副委員長（東梅康悦君） 間違った。はい、進行します。

9項復興防災費。澤山委員。

○3番（澤山恵美子君） 済みません、避難所・避難場所の看板設置委託料のところに連しての質問いたします。

避難道路は4カ所だったっけかな、確保できているんですけども、例えば、その避難道路がまだ工事もしていない中で、そしてまた防潮堤もできていない中で、例えばその災害が起きた場合、3.11の震災津波のときに、避難道、いろんなどころの避難道を通ったわけですけども、私は大ケロに住んでいまして、大ケロから城山に越える避難道、今の時期はいいんですけども、冬場のその雪が降ったときとか、そういういったときに上がってみたんですよ。そしたらもう上がれる状態じゃなかったんです。例えば、そういったときに、津波が来たとき、災害が起きたときに、町民の人たちがどうやって逃げていけばいいのか、そういった調査とかしているのかどうかをお聞きいたします。

○副委員長（東梅康悦君） 危機管理室長。

○危機管理室長（小笠原純一君） お答えいたします。

避難路に関しましては、特にこの町方、あと小枕、あと安渡、赤浜の地区は孤立しないように、例えば城山林道であるとか、それぞれの主要の部分に関しましては毎月15日に点検ということで崩落、あるいはその雨水による削れだったり、そういったところがないように点検をして、担当する所管のほうにその情報を提供するような形にしております。

あと、冬期におけます避難の困難、例えば積雪、先ほどおっしゃるとおりに雪であるとか、そういった場合の対応につきましては、生活道あるいは町道の部分に関しては道路管理のほうに対応をお願いしているところですし、それに属さない部分に関しましては、現状とすればまだその対応は、雪が降った際には一応現場を見るところまではやっていますが、実際にその除雪作業等に関しては、現状のところはまだ対応はしていない状況です。今後につきましては、やはりできれば地域の町内会、あるいは自主防の組織等で、そういった自分たちの命を守る道路ということで、町も一緒に協力をしながら、使えるような形で維持をしていきたいなど、このように考えております。（「はい、よろ



しくお願いいたします」の声あり)

○副委員長（東梅康悦君） 金崎委員。

○11番（金崎悟朗君） 今同じところ聞きますけれども、町の中には避難タワービルとかそういうものができて、そして何百メートル以内の人は高台へ逃げると、まあ防災上の話は出て、決まっているんですけども、今回この、例えば同じような規模で大震災がまた来たと。そうしたときに、海から来る水は総体的に変わらないと。高台をつくって防集なりいろんなところに人が移動しました。そして、ここの街並みもできてきたと。そのとき、どのぐらいの水位が上がったかって目印か何か、町民に知らせるような方法は考えていますか。

○副委員長（東梅康悦君） 危機管理室長。

○危機管理室長（小笠原純一君） 一応国道沿いには、前誰かの、浸水想定区域という看板がございましたが、それに関しては今過去の津波到達の境ですよという表示はしております。町方の内部に関しましては、当然その防災教育上も津波到達の地点であるとか、そういった震災の遺構の部分であらわす行為も必要だと思いますので、今後、面整備に係るまちづくりの中で、随所にそういった整備、避難路の誘導のサイン等も含めて、設置のほうは検討していきたいと思います。

○副委員長（東梅康悦君） 金崎委員。

○11番（金崎悟朗君） ぜひそうしていただきたいと思います。ここの庁舎、2階まで上がらなかったけれども、その水位まで来たと。そうすれば、そこから測量機器使えば新しい電力の柱も立っているし、どこにいてもこのくらいまではああいう規模が来たときは来るんですよというのを皆さんに知らせるように、よろしくお願いします。

○副委員長（東梅康悦君） 小松委員。

○14番（小松則明君） 私もこの委託料、避難所・避難場所のということで、澤山議員と同じような内容になりますけれども、その避難、城山林道に大ケ口線の裏通りのところ、まあ、議員というものは本当にそれが私ら伝統、言うなれば避難道に対してそこまで逃げる、逃げるに関してそれこそ自分でライトとか持つんですけども、総体的にいつ起こるかかわからない、そしてそれこそ防犯灯、避難のための言うなれば、何ですか、光とか、物をほしいというところを今超特急でお願いしているわけでありまして。それを、私たち、再度言いますが、私たち議員は、できるまでこれは口に出して言うのが、これまた仕事であります。その部分に対しての方向性というのはちゃんともう、いつごろ

というのは決まっていますでしょうか。よろしくどうぞ。

○副委員長（東梅康悦君） 危機管理室長。

○危機管理室長（小笠原純一君） 議員のお話しの部分は、恐らく大ケ口側の左岸の部分、源水の公営住宅から城山林道に上がるところの照明の設置のことだと思っております。お話伺いまして、現状を確認しました。やはりその河川と道路の間の境がフェンス等がありませんでしたので、夜間の通行の際には転落等の事故の可能性もあるなというところもありますし、一方では生活道の一部でもありますので、防災の観点と生活の防犯上の部分から、課をまたいで情報共有をしております。防災の観点のほうでの整備をするか、もしくは既存の外灯を増設する形かというのは、関係課と今協議をして、設置に向けて準備を進めております。

○副委員長（東梅康悦君） 小松委員。

○14番（小松則明君） これは早目に進めてほしいし、また、次の6月もありますので、6月になってない場合にはまたお聞きするということになりますので、早目の着工をお願いいたしますとともに、その下の町方地区避難路測量というものに関して、いつ何どき災害が来るかもわからないということで、いろんな、例えば新町地区のところに野球のところがある。いろんな、これから開発、開発という人が住んでいて、一気に山側、言うなればこの城山を目指すわけですね。その城山を目指すための避難道というものの確保、一度に人が行った場合の、この前の震災を含めて、現時点、新たなものについての計画性というものの人命の命に関しての避難路というものに対して、再度設置する場所があるのかということで確認しておきます。

○副委員長（東梅康悦君） 危機管理室長。

○危機管理室長（小笠原純一君） 今の議員の御質問ございました町方地区の避難路測量調査業務委託、詳細設計の部分を28年度に発注を見込んでいるものでございます。この避難路に関しましては、4カ所予定しています。1つは小槌神社から城山の林道に抜けるルート、あとは、過去に応急的な形で接続はしましたが、蓮乗寺さんから高岩寺さんの上の道路通って城山に抜けるルート、あとはその浅沼さんの裏から通るルートと、あとはその高岩寺さんの前のルートの部分の4カ所の詳細設計を今回見込んでおります。

○副委員長（東梅康悦君） 小松委員。

○14番（小松則明君） その蓮乗寺さん、蓮乗寺さんで私は流されながら助かったということもありますし、それから、その中央公民館に行くという道路、私は小さいときか

らあその場所で遊んでおりますので、地形的にわかっておりますが、途中、今の災害公営住宅、今度松の下にできました。松の下というとあれですけど、末広町災害公営住宅でありますけど、この松の下というものに対してはちょっと誇りがありまして、出してしまいましたけれども、そこの上の部分でちょっと崩れている部分、のり面整備がなっていない部分、そこの上をちょうど通るといことになりますけれども、その部分で何か面整備というか、そういうものに対してはできないのか、できるのか。このまま崩れていったら、あの道路自体が、避難道の道路自体がなくなるんじゃないかと思っておりますが、それに関しては何か整備自体はするのでしょうか。

○副委員長（東梅康悦君） 総務部長。

○総務部長（澤館和彦君） 災害公営の裏から蓮乗寺ルートに上がるルートは、その高岩寺ルートで言っているのはそこら辺の部分でございます。それからあと、高岩寺さん側のほうにずっと来たあたりで昨年崩落があった部分がございます。それらの部分をどうするかという部分にはなってきます。本来であれば当初の話であれば、そこにその避難路を通してということもあったんですが、それはさすがに傾斜も急だという部分があったり、あとは、それからその地盤が弱い、今崩れているという状況があって、そこは避難路とすれば断念せざるを得ないという状況にはなっております。そういった部分で、あとはその崩れた部分をどうするかというのは、今、治山で何とかならないかという部分で、関係課のほうで県のほうと相談しているという部分はございます。そういったところで、ただいろいろ越えなければならないハードルがあって、それがなかなかクリアが難しいなという状況にはなっております。ただ、引き続き粘り強くそこら辺を調整していきたいなというふうには思っております。そういった部分で、そういった結論が出てから、高岩寺さんなりそういった部分で地権者のほうとかそういった部分で説明は行きたいなというふうには思っております。

○副委員長（東梅康悦君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） 1回目です。委託料のところでは先ほど来、同僚議員がいろいろ避難所について話してました。金崎議員が言ったのもごもつものところで、それは津波の到達点というのをほかの市町村走っていると、よく家に、多分あれ自前でつくったんでしょね、ああいうふうに見えると、「ああ、ここの土地もここまで来たんだな」といって、改めて感じます。こういうのは前から話は出ているものの、まだ実行になっていないのが町内の実情でございますので、私は既存で、「おらいの家のはりまで来たが」

とかね、お願いできるのであればその壁面にでもつけてもらえればいいし、例えばラストだろうが、ハマギクだろうが、そういうところにやはり人がいっぱい通るようなところとか、あと例えば吉里吉里でいうと、よってんたんせえの裏の県の擁壁だとかね、ああいうところにも、ここまで来たんだということが、それが通学路であったり、大槌町内、町外から来る人であっても、土地を歩いていると「ああ、ここまで来たんだね」というような目印ですよ。昔の人は標柱立てたり、石碑を立てたりしましたけれども、それがどうのこうのではなくて、やはりここまで来たんだというのを、日常からリアルに感じるのがやっぱり防災の一つだと思うんですよ。なので、新しくものが建った公共施設に、それはつける、つけないはいいんですけども、今残っているところでも、実際そうやってそこまで来たというのはリアルに知らしめるべきだと思います。

それで、需用費のところなんですけど、消耗品のところで、防災備蓄物資というところの予算が1,000万円ほどありますが、この消耗品は公のところの防災備品の消耗品、水だとか米だとかというのの事を予定しているのか。例えば町がお願いしている福祉避難所も26年度に1事業所50万円ずつではありましたけれども、予算化をしていただきました。それだってもう2年ですから、それらも含めているのかというところでお聞かせください。

○副委員長（東梅康悦君） 危機管理室長。

○危機管理室長（小笠原純一君） 議員御質問のとおり、これに関しましてはアルファ化米と保存水の3日分の備蓄で、現在保有している量の不足分を補充するものでございます。一応、対象人数といたしましては、2,600人プラス防災、災害対応する関係者400人、合わせて3,000人を見込んだ上でなっていますが、議員御質問のとおり、この人数に関しましては、各避難施設等で非難されるある程度の人数の部分は加味した形で今後配置をしていきたいというふうに考えております。

○副委員長（東梅康悦君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） 答弁漏れもあるんですが、じゃあ福祉避難所は入っていないということになるんですか、逆に言うと。いかがですか。

○副委員長（東梅康悦君） 危機管理室長。

○危機管理室長（小笠原純一君） お答えいたします。

前に必要なものに関しては十分でないかもしれませんが、一応配備をさせていただきました。それに関してはやはり使用期限等定められているものが、期限が近いものに関

しては今後更新をさせていただきたいなど、このように考えております。

○副委員長（東梅康悦君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） それを、福祉避難所を運営する側の立場から申し上げますと、何年かに1回でいいので、きちんと更新をするんだという定義づけ、まあ予算確保が難しいのであれば、毎年10万円ずつでもいいんだし、3年に1回とか5年に1回、何十万円かとかでもいいんだろうし、そうすれば我々のほうは賞味期限が切れるあたりの防災訓練のときに実際それを提供したりとかというふうな工夫で、無駄にならないようにはしていますので、ぜひそのように御配慮いただければというふうに思います。

○副委員長（東梅康悦君） 進行します。まだですか。145ページいいですか。金崎委員。

○11番（金崎悟朗君） 済みません。3回目です。実は、この津波が出たとき、いろいろ私も強く言うほうで、鎌田さんにもすごく失礼なこと言ったなど、経緯もありますけれども、例えば給食センターの震災のときの非常電源、そして米を備蓄というわけじゃないけれども、米を例えば入れている、米びつの大きなやつ、農家で扱っているけれども、そういう米が例えば電源が落ちたとき使えない状態だとか、そういうようなことがあってはならないので、例えば二次的な方法でその米は出せる方法があるのか、お伺いします。

○副委員長（東梅康悦君） 教育部長。

○教育部長（阿部幸一郎君） お答えいたします。

非常用の電源については、一応配置してございます。ただ、先日の大槌町訓練の際に、いろいろな問題点等がいろいろ出てまいりましたので、これについては今後改善をする方向で検討してまいりたいと思います。

○副委員長（東梅康悦君） 東梅 守委員。

○7番（東梅 守君） 同僚委員の皆さんが大変質問していただいたので、私は別の視点から質問させていただきます。

この避難計画の資料を見ますと、大変な数の一時避難場所あります。この一時避難場所を策定した場所で、どの程度、その階段を利用しなければいけない場所何カ所ぐらいあるかお尋ねをしたいのと、それから設置看板、実はこの資料の中ではみんな左側を向いた設置看板なんですけど、その場所に応じて左右対称の設置看板がなされるのかどうか、その辺をお尋ねいたします。

○副委員長（東梅康悦君） 危機管理室長。

○危機管理室長（小笠原純一君） 津波避難計画につきましては、既存でもう既に整備されているもの、あとこれから具体的に整備するもの、あとは住民の皆さんからいただいた意見の中で今後設置される、設置した方がいいと言われるもので、おおむねで町内で100を超えます。ただ、実情としましては、今年度住民の皆さんからいただいた意見の中で、この場所に避難路が整備されたらいいよねというところの最終確認をしたところでありまして、実際その現有する避難路の中で階段がある場所に関しては、ちょっと今資料を持ち合わせておりませんので、ちょっと後に調べてお答えしたいと思います。

あとは、一時避難所に向けた避難の案内といいますか、誘導看板に関しましては、サンプルとしましては左向きものがありますが、直進であるとか、右であるとか、何メートル先というような形は、さまざまな種類のものを整備をする予定になっております。

○副委員長（東梅康悦君） 東梅委員。

○7番（東梅 守君） その一時避難場所に、その避難する場所、やっぱり階段が1段、2段で済むところであればいいですけど、急峻なところでずっと上まで上がらなければいけない場所というのは、果たして今回の震災を受けて、いいのかどうか、実際に高齢の方が階段が余りに急峻なところにあって、もうそこでとどまってしまうという可能性があるわけです。これから整備するのであれば、その辺を踏まえた上で、なるだけ階段は少ないような一時避難場所、とにかく命さえ、そこまで逃げれば何とかなるといいう状況づくりが必要なんだと思います。簡単にその階段で済ませてしまうと、必ず逃げおくれる方、またはあきらめてしまう方が出るんじゃないかというところもありますので、その辺を考えた上で、この一時避難場所の設定の仕方は、ぜひ考えていただきたい。それから、この設置看板、あえて幼稚な質問をしたのはなぜかという、震災前なんですけど、実は看板が逆方向に、走る方向とは逆方向に設置されていた場所も実は私何か所か見ているんです。その目の前に、階段上がるように、駆け上がって階段上がるようになって、その階段のとおりになると海に落ちるんです、わかります。そういうおかしい向きの表記もあったんです。だから、その辺の改善がきちとなされ、設置するときにはやっぱり業者さんが設置するでしょうから、その辺の、右、左の取り違えのないような形のきちとしたものがなされないといけないと思いますので、ぜひよろしく願いしたいという点です。その一時避難場所に行くための階段の改善について、今後の計画に反映するのか、しないのか、その辺お尋ねします。

○副委員長（東梅康悦君） 危機管理室長。

○危機管理室長（小笠原純一君） お答えいたします。

確かに津波避難計画の中では、原則徒歩避難だよということで、一般的にはその健常者の方が避難できるような整備というところではありますが、やはり障害をお持ちの方であるとか、御高齢の方の場合には、健常者・一般の方と同じように避難するのが非常に難しいかというふうに思われます。そういった中では、やはり要援護者の避難支援計画、来年度は個票の作成等も計画している形ではありますが、地域の方がそれぞれ相互に協力をして、そういった避難弱者をサポートしながら避難をしていただくというところを狙っていきたいなと思っているところでもあります。

また、避難の逃げる階段等に関しまして、やはり大槌町は後ろに高台といいますと主に山になるんですが、かなり斜度がきついです。先ほど澤山議員さんの質問でもありましたとおり、やはり急なところで雪が降っている部分は非常に厳しいかなというところで、今後整備される部分に関しては、階段で整備するのか、スロープで整備するのかというところに行くんですが、そもそもその斜度がきつい部分はありますので、どちらにしても厳しいだろうと。そうすると、つづら折りといいますか、若干距離は延びますけれども、できるだけ角度の、坂のきつくないような形の整備を進めていきたいなと。それは技術的な部分もございますので、その部分とうまく調整をしていきたいなと、このように考えております。

あともう一つ、避難路の看板に関しましては、やはり現在も十分ではないんですが、一部高台に逃げる方向を指し示すサインのほうは電柱等に巻きつけてはおりますが、やはりその切り回し等もございまして、一応職員もまわりながら、つど位置かえをしております。やはり間違いがあってはならないことですので、そこはしっかりと再度整備に関しては確認をしながら、確実に逃げられるような方法を考えていきたいと思います。

（「はい、進行」の声あり）

○副委員長（東梅康悦君） 進行します。

146ページ上段。進行します。

11項復興社会教育費。阿部俊作委員。

○8番（阿部俊作君） 埋蔵文化財について、またまたお尋ねします。

かつては、町指定の文化財となったような発掘で出てきたものもありました。それで、この遺物鑑定ということなんですけれども、金額だけでなく、歴史的に重要なもの等鑑定するわけなんですけど、これの保管と管理、それから文化財となるためにはやっぱり町

民がその価値を共有する必要があるのではないかなと思いますので、町民にどのように発信していくのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○副委員長（東梅康悦君） 埋蔵文化財調査課長。

○埋蔵文化財調査課長（鎌田精造君） 今、昨年調査しました赤浜2遺跡、3遺跡、そして一昨年の町方遺跡の整理事業を行っています。いずれ出土品、遺物を整理した後に、調査報告書を刊行するわけですけれども、かなりいい代物も、町指定、または県指定になるかどうかはわかりませんが、いずれかなりいい出土品が出ておりますので、ことし1月16、17日両日に、中央公民館で一部公開展示いたしました。これに関しては、また整理報告書が刊行されて、まとまり次第町民の皆様のように公開していきたいというふうに思っています。

○副委員長（東梅康悦君） 阿部委員。

○8番（阿部俊作君） 今、どのように保管するか、場所なんかもし言えるのであれば、今まで発掘して出たものが津波で流されてほとんどという状況にありますので、今後そういうことのないように。

それから、発掘時点だけ、あるいは調査報告書だけでなく、できればこの鑑定の中で歴史的背景も今後町民に知らせていく、そういう、広報だけじゃなく、何か教育委員会サイド、生涯学習等でアピールしていったらいいのではないかなという思いもありますけれども、どうでしょう。

○副委員長（東梅康悦君） 埋蔵文化財調査課長。

○埋蔵文化財調査課長（鎌田精造君） いずれその保管場所については、今我々のほうでもこういった出土遺物がかなり大量に出ましたので、いずれ今後この復興計画とともに、その場所の選定とかというのは検討してまいりたいというふうに思っています。

この出土遺物に関しては、いずれ調査報告書が、詳しい報告書が出ますので、この歴史的な裏づけ等々わかってくるのかなというふうに思っております。以上です。

○副委員長（東梅康悦君） 小松委員。

○14番（小松則明君） 私も委託料についてお聞きいたします。

赤浜地区区画整理事業に伴う埋蔵文化財の業務委託、これまた人たちが掘るといふか、埋蔵のやつを掘り出すということだと思うんですが、この区画整理事業に伴うとなれば、また、結局はストップするということの考えでいいんですか。

○副委員長（東梅康悦君） 埋蔵文化財調査課長。



○埋蔵文化財調査課長（鎌田精造君） この赤浜地区の区画整理事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査業務委託、これは昨年、岩手県埋蔵文化財センターが赤浜2遺跡を調査いたしました。いずれこの発掘調査で基本的には区画整理事業に伴う調査は終わってございます。この業務委託料は、一応調査報告書の刊行に向けての室内整理の業務委託料でございます。

○副委員長（東梅康悦君） 小松委員。

○14番（小松則明君） それなら安心しましたけれども、私、文化財というか、そういうものには余り興味がないという、8番の委員に怒られますけれども、人の命が先か、埋蔵文化財が大切かと言われれば、私は人が大事じゃないかなという心であります、その埋蔵文化財の専門の方に言わせれば、何を言っているんだということではありますが、しかしながら、私は人が助かってることに対しては、どっちを大切にするかということが私は一番の、人の命のほうが大切だと思いますが、これからもそういうものがあつた場合、また発掘するんでしょうが、またそこで仮設にいる孤独な人たちが亡くなるという部分もこの間、釜石地区のところでありました。そういうことがないようにするにはどうしたらいいかという考えは、答えはないですけども、その部分ではある程度というものの考え方はございますでしょうか。

○副委員長（東梅康悦君） 埋蔵文化財調査課長。

○埋蔵文化財調査課長（鎌田精造君） いずれ今回、震災前の発掘調査、震災後の発掘調査、いずれ我々の、これは復興調査と位置づけて、我々町の発掘調査員だけじゃなくて、やっぱり県内外の調査員を大量に導入して調査してございます。なるべくこの復興の足かせにならないように、誠意努力して、まず発掘調査に臨んでございますので、いずれスピード感を持って調査をしたいというふうに考えています。

○副委員長（東梅康悦君） 小松委員。

○14番（小松則明君） 足かせにならないって、足かせになっていました。実際の話ね。けれども、それはそれとして、もう終わったということで、ただ、人の命が先だよという意味を私は言いたいということで、これでとめておけば、とめておきますけれども、あとは俊作氏と後で話します。

○副委員長（東梅康悦君） 進行します。

147 ページ上段まで。進行します。

12項復興支援費。下村委員。

○2番（下村義則君） 13節と19節についてお伺いいたします。

委託料と負担補助交付金のところですか。それで、148ページなんですけれども、被災者コミュニティ形成支援事業委託料、あとはその下から2番目の被災者生活支援業務委託料、そして負担金・補助金及び交付金の中の上から2番目の復興支援配置事業負担金、この3つについての業務内容をお伺いいたします。

○副委員長（東梅康悦君） 長寿課長。

○長寿課長（森川浩次君） それでは、今の委員さんの質問の中で、2点目の被災者生活支援業務委託料、こちらのみ長寿課のほう絡んでいきますので、お答えいたします。

こちらにつきましては、3カ所の共同仮設住宅及び3カ所のサポートセンター、こちらの委託料になります。以上です。

○副委員長（東梅康悦君） 被災者支援室長。

○被災者支援室長（田中恭悦君） 下村議員の御質問にありました、19節のほうの復興支援員の配置事業の一応負担金ということになります。今まで北上のスキームでやってきたものを、平成26年の4月から総務省のほうの復興支援制度の部分、特交の部分になりますけれども、そちらのほうの財源のほうを活用して、今まで仮設の見守り等を行ってきたというところでございます。ただ、平成28年度につきましては、被災者全般に係る一応コミュニティの再生等、あとは見守りの部分の中で、今までいろいろな形でばらけていたものを総合的に統括するというので、その交付金のほうが一応できたということで、前回の全協のほうでも御説明のほうをさせていただいたという状況になってございます。

これにつきましては、平成28年度、やはり今までの一般質問の中で、やはり切れ目のない支援の部分が必要であるという部分を今まで御指摘のほう受けていたという状況になってございます。4月1日からにつきましては、予算議決のほうをいただいた後に、今月中にこの支援員さん方を回す協議会というものを立ち上げるということで、今準備のほうをさせていただいてございます。

いずれこの分につきましては、仮設も含めた、また災害公営の部分も含めた事業のほうを行っていくというような形の負担内容でございます。

○副委員長（東梅康悦君） よろしいですか。総合政策部長。

○総合政策部長（高橋新吾君） 被災者コミュニティ形成支援事業の業務内容でございますが、こちらにつきましては、コミュニティ、災害公営住宅とか、あとはその地域

に入るコミュニティー支援員というものを配置いたしまして、こちらのほうを次期の課題とあわせて進めていくということで、主な業務内容としては、地域の情報収集であったり、あるいはその生活課題の解決策の立案であったり、あるいは自治組織等の立ち上げ支援だったりというふうなことで、コミュニティー活動の支援全般を行っていくということで、実施していくに当たっては、町内のNPOとか、関連団体とあわせて推進していくというふうなことを考えているところでございます。

○副委員長（東梅康悦君） よろしいですか。下村委員。

○2番（下村義則君） そうすれば、そのコミュニティー形成支援事業と、支援員配置事業とかぶっているところはないのですか。まあ、もしかぶっているとすれば……、まずそれを一つお願いします。

○副委員長（東梅康悦君） 被災者支援室長。

○被災者支援室長（田中恭悦君） 実際のところ、まずコミュニティーの形成の部分につきましては、今後は新しい自治会等々が一応立ち上がるという部分がございますので、その部分でのサポートの部分でいろんな専門員さんたちが入るとい部分。あと、先ほど御質問が一応ございました、その復興支援員の部分については、先ほども申し上げましたとおり、仮設であったり、災害公営であったりとか、そういった方々の見守りの部分を継承するという部分になります。ただ、あくまでも先ほどの中に、財源の部分の中で、総合交付金というその中で、やはりコミュニティーであったりとか、あとは地域課題であるいろんな見守りの部分、そういった部分が必ずリンクしてくるような形になりますので、やはりその協議会の中でそういったものを順次情報共有であったりとか、そういった場を設けながら、総合的に事業のほうを展開していくという部分になります。

○副委員長（東梅康悦君） 下村委員。

○2番（下村義則君） 12月の一般質問でとりあえず質問をしたわけですが、できれば4月1日からこの協議会というのが立ち上がって、4月以降に議会で議決して何とかかんとかって言っていましたが、本当はその前にそういうことをして、協議会がもう4月1日から運用できるような形にしてほしかったなと思います。そして、私いろいろ仮設の集会所ですか、談話室ですか、そこを回って歩くと、支援員さんはその情報がわからないんです。届いていないんですよ。私たちはここに来て、その支援室長とかいろんな方から聞くから、こういう状況に今なっていますよってわかるんですけども、その末端にいる支援員さんは、いつから始まるのとか、そういうのが全くわからないで不

安がっていました。だから、それは、何て言うんですかな、自治会の親分の人たちは知っているかも知りませんが、末端まで届いていないということをおきま

す。

それと、総合政策と、あとは民生と、支援室と、何かこの3つの課が今ごっちゃになっていて、どこに一本化するのかというの、最終的にはこの協議会に一本化してやっていくんだと思うんですが、それを今度いつから始めるんですか、正式に。それをお願いいたします。

○副委員長（東梅康悦君） 被災者支援室長。

○被災者支援室長（田中恭悦君） 先ほどの支援員さん方への説明という部分になりますけれども、実はその協議会の部分を一応立ち上げる説明等々につきましては、当然4月1日からの稼働の部分を目指していかなければならないという部分もございましたので、2月の当初のほうですね、早いうちに支援員さん方には一応、組織の概要等々については説明のほうをさせていただいております。

当然、4月1日稼働の部分になりますので、当然4月1日からあけられる状態ではないという部分が一応ございましたので、継続の部分についてのヒアリングということで、こちらのほうも2月の末になりますけれども、支援員さん一人一人を面談のほうをさせていただいたという状況になってございます。また、今回の議会が終了次第、総会のほうを開催させていただきましても、その部分とあわせまして、当然仮設の代表者さん方にもその旨を説明しなければならないという部分が一応ございますので、22日が総会、あと22日の夜になりますけれども、仮設の代表者さん方にはこの旨もあわせて説明のほうをしたいというふうに考えてございます。

○副委員長（東梅康悦君） 総合政策部長。

○総合政策部長（高橋新吾君） 組織の話でございますが、従来ですと地域復興協議会の枠組みの中でコミュニティーの活動支援ということで総合政策部のほうで支援してまいりましたけれども、今後はその個別の見守りの部分だったりとか、コミュニティーに関する課題がかなり多岐にわたってきているということでございまして、新年度におきましては、現在の被災者支援室を衣がえいたしまして、新たにコミュニティーの総合支援もできるような体制ということで、そちらのほうに一元化をしまして、コミュニティー支援とあわせて見守り支援のほうも進めていくという形で考えております。

○副委員長（東梅康悦君） 今、147ページ進んでよろしいでしょうか。進んで148、149に

進んでよろしいですか。じゃあ進みます。澤山委員。

○3番（澤山恵美子君） 心の復興事業委託料のところでお聞きいたします。

まず、その相談窓口というのはどこかと、それから、そのような問題に来ている、相談を受けている件数をまずお聞きいたします。

○副委員長（東梅康悦君） よろしいですか。総合政策部長。

○総合政策部長（高橋新吾君） 新たに相談窓口という、現在は総合政策部のほうで取りまとめを行っていますが、新年度からは先ほど申し上げましたとおり被災者支援室を衣がえして、そちらのほうで受け付けるということで、4月から実質的には事業計画を関係団体とか、あとはNPOなどのほうからこういった内容で実施したいということを受付をしまして、その内容を審査して復興庁に上げるというふうな手続きを考えております。

件数につきましては、幾つか来ているのがございまして、一応ジャンル分けをして、十数件ほど来ているんですけれども、それをジャンル分けして、今整理をしているところとございまして、11月に予備調査ということで、一旦調査をしているんですけれども、そういった方につきましては、事業計画を作成する段階で再度声かけをしまして、計画を上げていただくようにということで話をする予定でございます。

○副委員長（東梅康悦君） 澤山委員。

○3番（澤山恵美子君） 心の復興というのは、人それぞれで、本当に難しい問題です。

悩みを抱えている人の中で、やっぱりその悩みを言えない人も多くいると思うんですが、そういった方たちに対しての対策というのはどのように考えていますか。

○副委員長（東梅康悦君） 総合政策部長。

○総合政策部長（高橋新吾君） 心の復興事業はあくまでも関連する団体なりNPOさんが活動をして、それが地元の住民さんに根づいて、それを実施してもらうというふうなことを目的としているものでございまして、実際に相談体制ということであれば、今も仮設のほうに入っている支援員と同じような体制を考えている部分はあるかもしれませんが、新たにはコミュニティー形成支援の内容で、コミュニティー支援員のほうに実質的な悩み相談とかも含めて、情報収集をしていきたいと思っておりますので、そういったところでお話かけをしていただければ、その地域の課題であったり、個人の課題であったりということで持ち込んで、協議体のほうで協議をするというふうな仕組みができればというふうに考えております。

○副委員長（東梅康悦君） 佐々木委員。

○1番（佐々木慶一君） 済みません、最後に1点だけ。

149ページの下段のほうの、19節の下段のほうです。花と緑の景観形成事業の補助金ですけれども、これは恐らく住宅再建にあわせた災害公営住宅とか、公民館等の花壇づくりの助成金だと思うんですけれども、同じつくるのであればということで、一つ御提案したいんですけれども、今一番気になっているのは、災害公営住宅の中でも、戸建てとか長屋タイプであればまだ隣近所とのコミュニティー、とりやすい環境にあるのかなと思うんですけれども、気になっているのは、アパート、マンション形式の、特に県営住宅のような集合住宅であると、鉄の扉1枚隔てて、周りとの交流がなかなかとれないという実態が世の中ではあるやに聞いています。これからの大槌の町を考えたときも、そういう建物の中の住民の、お互いの交流という意味でも、例えば、もう中に入ったら出てこないという環境じゃなくて、例えばこういう花壇とか、あるいは小さなミニ菜園場でもいいでしょうけれども、そういったものを個別につくることによって、要するに集合団地ごとにその敷地の中に例えばそういうものをつくることによって、その住人を外に出すような仕組みづくりがあってもいいのかなというふうに思います。なかなか土いじりとなると人、割と興味があって、出てきやすい環境になると思いますので、そういった、例えば同じ事業をやるのであれば、一ひねりして、そういった取り組みの仕方をしてもいいのではないかなと思いますけれども、その辺の考え方、方向性について御意見あれば伺いたいと思います。

○副委員長（東梅康悦君） 公民連携室長。

○公民連携室長（北田竹美君） 花と緑の景観形成事業はですね、ことしから3カ年で予定しています。内容はポイント2つありまして、まずハードとしては、今議員がおっしゃるように、新しくコミュニティーができるような部分に花や草木の花壇づくりをしていくというのがポイントです。それから、もう一つは、今おっしゃられたように、ただ単に花と緑を町が渡して、これを植えてくださいとか、植えるとか、そういうことではなくて、これまではそういうことをやってきたんですけど一過性で終わっている。ポイントは2つあって、この事業はそういったコミュニティー形成を考えておりますので、特に災害公営住宅の中に閉じこもっている人たちをどのように外へ出てきていただいて、コミュニティーを形成していくかということを考えておりまして、その災害公営住宅の中に菜園やら花壇をつくっていただく。これは自治会の皆さんメインになっていただい

て、そういう方々が自主的にやるような方向を考えていきたい。そのために、一つのこれは例なんです、例えばその花壇づくりの講習会をやると。年5回とか10回ぐらいちょっとやろうと思っていて、それにまた参画していく。そのことによって培われたスキルでもって次年度以降役場のほうで手を出さなくても、皆さんが自主的に菜園や花壇をつくっていくことができるだろうと。それから、その講習会等から、あるいはガーデニング講座を通してスキルアップしていくということと、そういうことも集まっていただいてコミュニティーを形成していく。この両面を狙って、ハードとソフト、この両面で進めていこうというふうに思っております。

○副委員長（東梅康悦君） 佐々木委員。

○1番（佐々木慶一君） はい、わかりました。

それで、そのコミュニティーのつくりかた、いろんな方法あると思うんですけども、全体的な、集合的な花壇なり、家庭菜園場にするのか、あるいは個別の、一戸一戸ごとに小さな区切りでもいいので、つくるようにするのか、その辺は地域の人のニーズ、あるいは居住者の意見等も聞きながら、例えば全体であるとなかなか自分で出にくいんですけど、自分のマイ畑、マイ花壇だという認識を持てれば、割と人が出やすくなるのかということも考えられますので、そこは居住者、あるいは地域の人の意見を聞きながら、周りでもサポートしなければいけないと思いますので、実際に運用できるような体制をつくるというのを前提にして検討していただきたいと思います。以上です。

○副委員長（東梅康悦君） 小松委員。

○14番（小松則明君） 148ページから149ページにかけて、被災者住宅再建支援事業補助金、大槌町被災者新築住宅支援事業補助金、被災者利子補給、生活再建住宅資金ということで、いっぱい並んでいます。何億というお金でございしますが、先般私が聞きましたその区画整理事業のために住む家を解体しなければならなくなった、それに同意して、復興を進めるということに同意した方々に対して、この資金の充当、もしくはどれに当てはまるのか、どれに当てはめることができるのかということについて、まずお聞きいたします。

○副委員長（東梅康悦君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） お答えいたします。

今回、この148ページに載っている部分に関しましては、被災者限定の国から交付された交付金を活用しております。昨日も答弁いたしましたが、その完全なる、確かに委員

がおっしゃるとおり、それから東梅委員がきのうもおっしゃるとおり、この復興事業に関連した需要というか、部分があるのは十分承知しておりますが、実は、今この資金に関しましては、実は80億円ほどございます。ですが、住宅再建には大体58億円ほど予算配分をしております。ですが、その58億円以外にこの方々に充てられるという部分を今まだ準備できていないのが実は現状でございます。ですので、昨日もちょっと答弁いたしました。まずは状況を調査して、状況を確認して、どういう状況になっているのか。もちろん今も窓口のほうに御相談になって来ておりますので、そういった部分をきちんと把握した上で、庁内で確認して、今後の対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

○副委員長（東梅康悦君） 小松委員。

○14番（小松則明君） 本当に財政課長、大きな声でちゃんとした答え方をしてもらえば、それも調査するという言葉に期待しております。よろしくどうぞ。

○副委員長（東梅康悦君） 進行します。

平成28年度大槌町一般会計予算を定めることについての質疑を終結いたします。

午後1時30分まで休憩といたします。

休 憩

午後0時09分

○

再 開

午後1時30分

○副委員長（東梅康悦君） 再開いたします。

午前中の東梅 守議員の質疑に答弁の保留がありましたので、これを許可いたします。危機管理室長。

○危機管理室長（小笠原純一君） 午前中の15款復興費の中で、東梅 守議員のほうから御質問がありました。一時避難所に向ける避難路の中で、階段がある道路というのの数に関してご報告いたします。

既存でもう既に指定されております既存路に関しては、町内全域で7カ所、7本。あと、今後整備の予定しているものの中で、やはり場所の角度、斜度の関係上、階段にせざるを得ないと思われる箇所が5カ所ございます。計12か所でございます。以上です。

○副委員長（東梅康悦君） それでは、議案第33号平成28年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。



○民生部長（千田邦博君） それでは、議案第33号平成28年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについて御説明申し上げます。

お手元の予算書12ページでございます。お開き願います。

説明につきましては、款、項、予算額を読み上げ、対前年度当初予算比較及び予算の内訳等を御説明いたします。

それでは、第1表、歳入歳出予算、歳入、12ページでございます。1款国民健康保険税1項国民健康保険税2億4,823万円は、一般被保険者国民健康保険税及び退職被保険者等と区民健康保険税で、対前年度比11.6%の減となっており、収納率は現年課税分につきましては一般被保険者分を85%、退職被保険者分を95%、滞納繰越分につきましては20%と見込んでおります。

2款分担金及び負担金1項負担金は整理科目であります。

3款使用料及び手数料1項手数料20万円は国民健康保険税督促状発送に伴う手数料であります。

4款国庫支出金1項国庫負担金3億2,302万4,000円は前期高齢者交付金の減額に伴う療養給付等負担金の増によるもので、対前年度比12.8%の増となっております。

2項国庫補助金3億5,395万3,000円は普通調整交付金及び特別調整交付金はその主なものでありまして、対前年度費9%の減となっております。

5款県支出金1項県負担金956万円は高額医療費共同事業負担金及び特定健康診査等負担であり、前年度比5.3%の減となっております。

2項県補助金1億134万3,000円は財政調整交付金及び一部負担金特例措置支援事業費補助金であり、前年度比20%の減となっております。

6款療養給付費等交付金1項療養給付費交付金5,512万6,000円は退職者医療制度の段階的廃止に伴う保険給付費の減で、前年度比26%の減となっております。

7款共同事業交付金1項共同事業交付金5億671万8,000円は高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金であり、前年度比4.6%の増となっております。

8款前期高齢者交付金1項前期高齢者交付金3億9,936万2,000円は平成26年度分の交付金精算に伴い前年度比14.7%の減となっております。

9款財産収入1項財産運用収入5万2,000円は高額療養資金貸付基金預金利子及び財政調整基金預金利子であります。

10款寄附金1項寄附金は整理科目であります。

11款繰入金 1 項他会計繰入金 1 億3,573万2,000円は保険基盤安定負担金繰入金及び財政安定化支援繰入金等の一般会計繰入金であり、前年度比に36.2%の増となっております。

2 項基金繰入金3,000万円は国民健康保険財政調整基金からの繰入金でありまして、前年度費皆増となっております。

13ページをお開き願います。

12款繰越金 1 項繰越金5,000万1,000円は前年度繰越金の当初予算計上に伴い、対前年度比皆増となっております。

13款諸収入 1 項延滞金加算金及び過料10万1,000円は一般被保険者国庫税延滞金等があります。

2 項預金利子は整理科目であります。

3 項雑入303万6,000円は一般被保険者第三者納付金及び特定健康診査負担金が主な内容でありまして、前年度比1.1%の増となっております。

14款町債 1 項町債は整理科目であります。

14ページにまいりまして、歳出に移ります。14ページでございます。

1 款総務費 1 項総務管理費787万7,000円は国保一般業務共同処理業務等委託料及び国保連合会負担金が主な内容であり、前年度比7.0%の減となっております。

2 項徴税費151万8,000円は国保税納入通知書等による経費が主な内容でありまして、前年度比48.1%の増となっております。

3 項運営協議会費12万円は国保運営協議会に係る経費であります。

4 項趣旨普及費は整理科目であります。

2 款保険給付費 1 項療養諸費13億7,426万9,000円は一般被保険者及び退職被保険者等診療報酬支払保険者負担金が主な内容でありまして、前年度比0.6%の減となっております。

2 項高額療養費5,779万円は一般被保険者及び退職被保険者等高額療養費保険者負担金が主な内容であり、前年度比0.6%の減となっております。

3 項移送費 2 万円は一般被保険者及び退職被保険者等移送費であります。

4 項出産育児諸費630万4,000円は出産育児一時金15件を見込んでおります。

5 項葬祭諸費150万円は葬祭費50件を見込んでおります。

3 款後期高齢者支援金 1 項後期高齢者支援金 1 億9,258万1,000円は被保険者 1 人当た

りの支援金負担額の増額に伴い、前年度比2.6%の増となっております。

4款前期高齢者納付金1項前期高齢者納付金21万4,000円は被保険者数の減に伴い、前年度比18%の減となっております。

5款老人保健拠出金1項老人保健拠出金1万4,000円は老人保健医療事務費拠出金であります。

6款介護給付費1項介護給付費7,264万3,000円は被保険者1人当たりの納付金負担額の増額に伴い、前年度比11.8%の増となっております。

7款共同事業拠出金1項共同事業拠出金4億8,124万2,000円は高額医療費共同事業拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金で、前年度比2.8%の減となっております。

8款保険施設費1項特定健康診査等事業費1,089万円は特定健康診査事業業務委託料が主な内容であり、前年度比0.1%の減となっております。

2項保健施設費277万6,000円はレセプト点検業務に係る委託料が主な内容であり、前年度と同額となっております。

9款基金積立金1項基金積立金5万1,000円は財政調整基金利子積立金であります。

15ページにまいります。10款公債費1項公債費20万円は一時借入金利子であります。

11款諸支出金1項償還金及び還付加算金543万1,000円は国保税還付金及び還付加算金であり、前年度比104.1%の増となっております。

12款繰上充用金1項繰上充用金は整理科目であります。

13款予備費1項予備費100万円は前年度と同額であります。

以上、平成28年度大槌町国民健康保険特別会計予算案につきましては、歳入歳出総額22億1,644万2,000円を計上しております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副委員長（東梅康悦君） 平成28年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについての質疑に入ります。

169ページをお開きください。

歳入、1款国民健康保険税1項国民健康保険税。進行します。

170ページ中段まで。進行します。

2款分担金及び負担金1項負担金。進行します。

3款使用料及び手数料1項手数料。進行します。

4款国庫支出金1項国庫負担金。進行します。

2項国庫補助金。進行します。

5 款県支出金 1 項県負担金。進行します。

172ページ、2 項県補助金。進行します。

6 款療養給付費交付金 1 項療養給付費交付金。進行します。

7 款共同事業交付金 1 項共同事業交付金。進行します。

8 款前期高齢者交付金 1 項前期高齢者交付金。進行します。

173ページ、9 款財産収入 1 項財産運用収入。進行します。

10 款寄附金 1 項寄附金。進行します。

11 款繰入金 1 項他会計繰入金。進行します。

2 項基金繰入金。進行します。

12 款繰越金 1 項繰越金。進行します。

174ページ、13 款諸収入 1 項延滞金加算金及び過料。進行します。

2 項預金利子。進行します。

3 項雑入。進行します。

175ページ、14 款町債 1 項町債。進行します。

歳入の質疑を終わります。

176ページ、歳出に入ります。

1 款総務費 1 項総務管理費。進行します。

2 項徴税费。進行します。

177ページ、3 項運営協議会費。進行します。

4 項趣旨普及費。進行します。

2 款保険給付費 1 項療養諸費。178ページ上段。進行します。

2 項高額療養費。進行します。

3 項移送費。進行します。

4 項出産育児諸費。進行します。

5 項葬祭諸費。進行します。

3 款後期高齢者支援金 1 項後期高齢者支援金。180ページ。進行します。

4 款前期高齢者納付金 1 項前期高齢者納付金。進行します。

5 款老人保健拠出金 1 項老人保健拠出金。進行します。

6 款介護納付金 1 項介護納付金。進行します。

181ページ、7 款共同事業拠出金 1 項共同事業拠出金。進行します。

8 款保健施設費 1 項特定健康診査等事業費。進行します。

2 項保健施設費。182ページ上段までです。進行します。

9 款基金積立金 1 項基金積立金。進行します。

10 款公債費 1 項公債費。進行します。

11 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金。進行します。

183ページ、12 款繰上充用金 1 項繰上充用金。進行します。

13 款予備費 1 項予備費。進行します。

平成28年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについての質疑を終結いたします。

議案第34号平成28年度大槌町簡易水道事業特別会計予算を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） 予算書の18ページ、19ページをごらん願います。

第 1 表、歳入歳出予算、歳入、1 款事業収入 1 項営業収入430万7,000円、対前年度比8万円の減、1.8%の減であります。主なものは、給水料であります。

2 款国庫支出金 1 項国庫補助金、1,000円、整理科目であります。

3 款県支出金 1 項県補助金1,000円、整理科目であります。

4 款繰入金 1 項他会計繰入金2,060万2,000円、対前年度比389万3,000円の減、15.9%の減で、一般会計からの繰入金であります。

5 款繰越金 1 項繰越金1,000円、整理科目であります。

6 款諸収入 1 項雑入2,000円、預金利子及び整理科目であります。

7 款町債 1 項町債1,000円、整理科目であります。

歳出、1 款総務費 1 項総務管理費574万5,000円、対前年度比41万6,000円の増で、職員1人分の人件費であります。

2 款業務費 1 項業務費654万2,000円、対前年度比47万4,000円の増、7.8%の増で、光熱水費、修繕料、水質検査手数料等であります。

3 款建設費 1 項建設費1,000円、整理科目であります。

4 款公債費 1 項公債費1,252万7,000円、対前年度比124万2,000円の増、11.1%の増で、起債の元利償還金であります。

5 款予備費 1 項予備費10万円。

予算総額は、歳入歳出それぞれ2,491万5,000円であります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○副委員長（東梅康悦君） 平成28年度大槌町簡易水道事業特別会計予算を定めることについての質疑に入ります。

187ページをお開きください。

歳入に入ります。

1 款事業収入 1 項営業収入。進行します

2 款国庫支出金 1 項国庫補助金。進行します。

3 款県支出金 1 項県補助金。進行します。

4 款繰入金 1 項他会計繰入金。進行します。

5 款繰越金 1 項繰越金。進行します。

188ページ、6 款諸収入 1 項雑入。進行します。

7 款町債 1 項町債。進行します。

歳入の質疑を終わります。

歳出の質疑に入ります。

189ページ、1 款総務費 1 項総務管理費。阿部義正委員。

○12番（阿部義正君） 簡水と将来的には上水道の統合、そのような計画があると思いますが、その統合の時期をいつごろ見込んでいるか、その辺をお伺いします。

○副委員長（東梅康悦君） 水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） 統合に関しましては、今金澤簡易水道と上水道が水道事業所のほうで管理しているところがございます。それ以外に白銀・和野地区の飲料水供給施設という農林水産のほうで管理している施設がございます。その統合を平成29年の4月をめどに統合予定にしております。今年度、27年度はそれに向けた認可を受けてございます。来年度は資産を調べたり、あとは白銀・和野地区の浄水場の整備をしっかりと、29年4月に向けた業務を行っていきたいと思っております。

○副委員長（東梅康悦君） 阿部義正委員。

○12番（阿部義正君） 今、29年4月というお話の中で、白銀・和野地区も含めた感じの統合というお話がありました。金澤簡水の決算ではこういう形で予算書なんですけど、出てくるのでわかるんですけど、和野・白銀地区の収支状況がどのようになっているか全くわからなのですよね、現時点では。だから、そういうのも参考資料という形で示

してもらえればありがたいと思うんですが、その辺はどのように考えていますか。

○副委員長（東梅康悦君） 水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） 現在、白銀・和野地区に関しましては、組合をつくっておきまして、組合のほうに委託を出して、あと組合のほうで運営しているという状況でございますので、28年度になりましたら実際どれぐらいの水量を使っているのかとか、その辺を調べながら、今後の事業費がどれぐらいになるのかというのを調べながら、来年度の3月の予算計上してまいりたいと思います。

○副委員長（東梅康悦君） 阿部俊作委員。

○8番（阿部俊作君） 水は人間の生命維持にはということで、当然大事なことでありますけれども、去年からいろいろ湧水なんかでありましたけれども、町全体の水道、それは生活圏についての飲料水の計画とか、そういうのはありますでしょうか。先に答弁いただいたものは、余り金がかかるのではという話だけしか聞いていなかったんですけれども、やっぱり各地の生活、それに対する水の供給、この辺の総合的な計画とかそういう見通しがあればお聞きしたいと思うんですが。

○副委員長（東梅康悦君） 水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） 現在、水道のほうは、先ほど申しましたけれども、上水道と金澤簡易水道と、あとは白銀・和野地区を統合しまして、基本的にはそれを水道事業として今後もやっていきたいと考えております。阿部俊作議員御指摘のところは、戸沢、あとは安瀬ノ沢、前段と3地区が今、実は水道が未普及の地区でございます。そこに関しましては、やっぱり水道導入というのはなかなか難しいということで、飲料水の確保ということで補助金で対応していきたいと考えております。

○副委員長（東梅康悦君） 金崎委員。

○11番（金崎悟朗君） おっ続け、今俊作君の話も出たけれども、やっぱり何言ってもさ、俺前に、この折合のほうの簡水つながるときにね、中山からつながるときもかなり一生懸命この場で訴え続けてやっと事業化になって、向こうの人たちがすごく喜んだと。俊作君が言っているとおりで、戸沢では高台に住んでいるためか水が乏しくなって切れると。それはその水を持って行ってやるのはありがたいのさ。ことしも課長の名前まで言って本当によろこんでいた、長井の人たちもね。だから、やっぱりね、水が一番大事なことから。地下水を飲めればいいんだけど、沢の水を飲んで暮らしているからね。そうした場合、今こうやっっている動物が入ってきて、イノシシまで入ってきた。

どんどん、どんどん自然の汚れる状態のところの沢水を飲まなければならないのさ。風呂に入るってもそれだ。やっぱりこの、確かに大槌の水道は、そっちの白銀のほうにつないで、どうで、こうでって、そのことは前から計画あるからね、わかりますけども、やっぱり辺地のほうを考えてもらわないとね、やっぱりこの戸沢の部分はどうやって水を持ってくるかと。奥のほうだって同じだから、じゃあ私が例えば提案、よく2人で、俊作君と話すけれども、大貫台のあの砂防ダムの上のほうに、例えば遊水地をつくるとかね。あそこから水を上げてから、逆に上から下げてくると。そして戸沢にタンクを設けて分配するとかね、やっぱり新しい方法を考えて、確かに使用する人たちは少ないとは思いますがね、やっぱり今後のこの計画に乗っけて、何とか例えば、何も1年で仕上げろじゃないけども、例えば2年かかっても、3年かかっても、計画を立てて、そういうところに水を供給してやらないと、年寄りが住んでいてさ、沢の水を飲んで、今度は肺炎だとかってまた病院に行っかかる。どんどん、どんどん水だって汚染された水を飲まなければならない状態だ。だから、そこでやっぱりこの金澤の戸沢地区も、今度は長井方面だって、やっぱり時間かかってもね、やっぱり計画を持って、その復興も大事だけれども、奥のほうもそのように暮らしている人たちがいるから、税金は、金額が少なくとも払っているはずだ。やっぱりそういうのを考えたら、その辺にも手を差し伸べるような方向はどうですか。

○副委員長（東梅康悦君） 水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） 今御提案の中でも、ダムをつくってそちらから水をひっぱるという方法もあるということでございます。それに関しましては、方法論とすれば言えるかもしれませんが、それがまた今度水道事業になじむのかどうかということで、いろいろ考えなければならないことはあります。その中でダムから管を引っ張るという、その管の埋設自体にもやっぱり多額の費用がかかりますので、なかなか前の試算だと通常の水道事業すれば3億5,000万円ぐらいかかるということなんですけど、その砂防ダムすれば幾らになるのかはちょっと私も今試算はしてございませんが、水道事業としてなかなか今後の管理運営していく中で、企業会計として成り立っていないということが現状でございますので、現場を見ながら井戸水、沢水をためるタンクをつくってもらおう等の補助金で何とか対応したいなと私は思っております。

○副委員長（東梅康悦君） 金崎委員。

○11番（金崎悟朗君） 私は砂防ダムつくれって言っているんじゃないのさ。もとの土坂



峠のほうからね、あっちのほうから来る沢が、本沢があるわけさ。そうすれば、あの大貫台のほうさ行けば、例えば川に砂防ダムあるわけさ。そっちのほうから水脈を求めて、そこから引っ張ったらどうかと言っているの。何もその配管を埋め立てしなくてもね、例えば80メートルなら80メートル、そういうパイプもあるし、丈夫だし、私も十何年以上外に出して使っているけれども、実際は全然傷まないしね。そういう方法で水脈を上を求めるのさ。砂防ダムつくれって言っているんじゃない。ぶっこみをつくって、例えばそこから水を上げることができるかもわからない。そういう方法もとったらどうかで言っているのさ。だから、何もその大きな金をかけなくても、いずれにしてもそのような方法をとってね、何か考えてやらないと、上の人たちがやっぱり大変だと思いますよ。確かに金のかかるのはわかるけれども、そういう金のことだけで人の命とはかりにかけられないからね。その辺も十分考えてから答弁してください。

○副委員長（東梅康悦君） 水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） 砂防ダムですか、ではどの位置にあつて、どの高さにあつてとか、やっぱりその辺は現地を見ながら、それが本当に有効な手段であるのであれば、それも検討の一つになると思いますので、いつかちょっと現地を案内していただきたいなと思います。

○副委員長（東梅康悦君） 金崎委員、簡潔にお願いします。

○11番（金崎悟朗君） わかった、いずれにしても、案内とかいつでもしますから。それと、あとは、今課長が言っているように、金澤地区にはそういう大貫台から戸沢の地区、そして安瀬ノ沢、長井地区って、この大槌には大変なところがあります。うちは何百メートルも離れたところに水道というの、これも大変な話だけれども、とにかく何年かかってもいいから、計画を立てて、動いたんだという話聞けば、恐らく住んでいる人たちも安心すると思う。それまでの間はちょっとした水を運んでやるのがあつてもね、やっぱり時間がかかっても「よし、やるんだ」という意気込みは町長、どの辺まで考えます。

○副委員長（東梅康悦君） 町長。

○町長（平野公三君） 飲料水確保というのは、これは大事なことです。また、戸沢の方々に聞きますと、やはり水が濁っているというようなことも聞きますし、お風呂に入るのも何か本当に濁った中で風呂に入っているという話は聞いていますから、その事情は十分承知をしております。どうしても水道事業所長は答えると、企業会計というこ

とで数えるものですから、なかなか答えが出にくい。行政サイドからすれば水となれば水道だと、短絡的なんです、まあそこはちょっと水道事業所長は言えない部分がございます。しっかりと今水確保という部分につきましては、全庁的な取り組み、民生部門でもそうですし、さまざまな形の関係課がありますので、きちんと整理をして、今金崎委員話されましたとおり、さまざまな視点から検討をしてみたいです。とにかく水が通っていない、水がとれないという状況というのは、やはり不公平感ありますので、きちんとそれを整理させて、また報告させていただきます。

○副委員長（東梅康悦君） 阿部俊作委員。

○8番（阿部俊作君） よろしくお願ひします。まずは現地調査、前にも言いましたけれども、個人個人に補助金を出すということじゃなく、井戸、さまざま言われましたけれども、岩盤とかで井戸が難しい。現地調査をまずしなければだめだと思いますが、その予定としては、いつごろというのをお聞きしたいんですが。

○副委員長（東梅康悦君） 阿部議員、町長の答弁に尽きると思いますので、町長がまず検討すると言っていますので、時期等はまだ事業所長の段階では難しいと思いますので。

（「見に行くのはすぐできると思いますので、よろしく」の声あり）

進行します。

2款業務費1項業務費。進行します。

190ページ上段。進行します。

3款建設費1項建設費。進行します。

4款公債費1項公債費。進行します。

5款予備費1項予備費。進行します。

平成28年度大槌町簡易水道事業特別会計予算を定めることについての質疑を終結いたします。

議案第35号平成28年度大槌町下水道事業特別会計予算を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、22ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算、歳入です。

1款分担金及び負担金1項負担金2,849万6,000円、前年度と比較して28.5%の増。これは平成27年度に整備した大ケ口地区、柁内地区、高清水地区、寺野地区の下水道の供

用開始に伴う下水道受益者負担金の賦課によるものです。

2 款使用料及び手数料 1 項使用料3,884万6,000円、前年度と比較して76.4%の増。これは大ケロ地区、柵内地区、高清水地区、寺野地区の下水道の供用開始による使用料収入の増額によるものです。

2 項手数料、予算額1,000円は整理科目であります。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金1,000円は整理科目であります。

2 項国庫補助金5,045万円。前年度と比較して55.2%の増、これは大ケロ地区、高清水地区の污水管路整備事業と柵内地区雨水排水路整備事業に伴う社会資本整備交付金であります。

4 款県支出金 1 項県補助金1,000円は整理科目であります。

5 款繰入金 1 項他会計繰入金10億1,228万円。前年度と比較して20.1%の増、これは一般会計繰入金で、下水道事業債償還と復興事業に伴う下水道施設整備に係る繰入金であります。

2 項基金繰入金38億8,139万円。前年度と比較して31.8%の増、これは東日本大震災復興交付金基金繰入金で、復興事業に伴う下水道施設整備に係る繰入金であります。

6 款 1 項繰越金1,000円は整理科目であります。

7 款諸収入 1 項雑入3,000円は整理科目であります。

8 款 1 項町債 7 億2,350万円。前年度と比較して46.5%の増、これは復興交付金事業及び社会資本整備総合交付金事業による下水道施設整備事業に伴う下水道事業債であります。

23ページです。歳出になります。

1 款 1 項下水道管理費7,588万6,000円。前年度と比較して38%の増、これは主に下水道事業について地方公営企業法の適用を進めるための事務費を計上したことによる増であります。

2 款下水道事業費 1 項下水道整備費 1 億4,647万6,000円。前年度に比較して82.1%の増、これは社会資本整備交付金事業による污水管路の整備事業費、柵内地区の雨水排水路整備事業費によるものです。

3 款災害復旧費 1 項公共下水道施設災害復旧費1,000円は整理科目であります。

4 款 1 項公債費 3 億1,700万8,000円。前年度に比較して2.5%の増、これは下水道事業債の償還金であります。

5 款 1 項 予備費 10 万円は、前年度と同額を計上しております。

6 款 復興費 1 項 下水道整備費 51 億 9,549 万 8,000 円。前年度に比較して 32.8% の増、これは面整備を一体的に実施する復興整備事業に伴う下水道施設整備への一般会計繰出金の増であります。

歳入歳出予算の総額は、57 億 3,496 万 9,000 円で、前年度に比較して 31.6% の増となっております。

24 ページをお開きください。

第 2 表、債務負担行為です。排水設備等工事資金利子補給金、期間は平成 28 年度から平成 33 年度まで。利子補給限度額は 27 万 4,000 円です。地方公営企業法適用化業務委託料、期間は平成 28 年度から平成 30 年度まで。限度額は 3,466 万 5,000 円です。

25 ページ、第 3 表、地方債です。起債の目的、下水道事業、限度額は 7 億 2,350 万円です。起債の方法、利率、償還の方法は、一般会計と同じでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○副委員長（東梅康悦君） 平成 28 年度大槌町下水道事業特別会計予算を定めることについての質疑に入ります。

24 ページをお開きください。

第 2 表、債務負担行為の質疑を行います。進行します。

25 ページ、第 3 表、地方債の質疑に入ります。進行します。

203 ページをお開きください。

歳入の質疑に入ります。

1 款 分担金及び負担金 1 項 負担金。進行します。

2 款 使用料及び手数料 1 項 使用料。下村委員。

○2 番（下村義則君） 説明の中に、結構局長の手持ち資料で言っている部分もあるので、この説明の中に空白があるんですけども、細かい部分、例えば何々地区、何々地区というのは、ここに入れられないんですか。

下水道使用料って、例えばありますよね。そして、局長はその何々地区、何々地区ってまず口頭で説明しますけれども、このぐらい空白あるから、地区名ぐらい入らないんですかという質問ですけど。

○副委員長（東梅康悦君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） こちらの予算書に関しましては、システムで全部打ち出して

おりまして、余白があるように見えますが、実は文字数が決まっております。ですので、今局長が予算の説明の際に内容に関しまして御説明申し上げております。もちろん議員の皆様に関しまして、予算書のほうは事前に配布しておりますので、もし何か御質問等がございましたら、事前に担当課長や局長等に御質問いただければ、事前には回答いたしますが、なるべく、確かに説明の部分には書ける部分においては記載するようにはいたしますが、どうしても文字数の制限がございますので、御了承をお願いいたします。

○副委員長（東梅康悦君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 補足します。下水道受益者負担金ですけれども、これは過去に下水道受益者負担した方々も5年間の分割でいただいておりますし、今回新たに説明したところは、新たに追加して、新しく賦課した地区についての御説明を申し上げます。それから、下水道使用料についても、言ってみれば供用を開始しているところ全部の使用料が入っていますので、地区を言うと全部町内の地区が全部入ってきます。その中でいえば、今回は新たに使用開始したところで、ふえる見込みというところで御説明申し上げます。歳出のほうではできるだけそういった工事をどこをやるかというのは、この大ケロ地区汚水管路施設工事とか、そういった形で入れておりますので、その点は御理解いただきたいと思います。（「もうちょっと丁寧に入れてもらえればよかったかな」と思って質問しました。はい、わかりました」の声あり）

○副委員長（東梅康悦君） 進行します。

2項手数料。進行します。

3款国庫支出金1項国庫負担金。進行します。

2項国庫補助金。進行します。

204ページをお願いいたします。

4款県支出金1項県補助金。進行します。

5款繰入金1項他会計繰入金。進行します。

2項基金繰入金。進行します。

6款繰越金1項繰越金。進行します。

7款諸収入1項雑入。進行します。

8款町債1項町債。進行します。

歳入の質疑を終わります。

206ページをお開きください。

歳出の質疑に入ります。

1 款下水道管理費 1 項下水道管理費。206ページ全般。進行します。

207ページ全般。進行します。

208ページ上段。進行します。

2 款下水道事業費 1 項下水道整備費。進行します。

3 款災害復旧費 1 項公共下水道施設災害復旧費。209ページ。進行します。

4 款公債費 1 項公債費。進行します。

5 款予備費 1 項予備費。進行します。

6 款復興費 1 項下水道整備費。210ページ。進行します。

平成28年度大槌町下水道事業特別会計予算を定めることについての質疑を終結いたします。

議案第36号平成28年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計予算を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、28ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算、歳入です。

1 款分担金及び負担金 1 項分担金55万4,000円。前年度と比較して68.6%の減、これは下水道受益者分担金の新規賦課件数の減によるものです。

2 款使用料及び手数料 1 項使用料1,966万7,000円。前年度と比較して22.8%の増、これは漁業集落排水処理施設への接続件数の増加を見込むものでございます。

2 項手数料、予算額1,000円は整理科目であります。

3 款県支出金 1 項県負担金1,000円は整理科目であります。

4 款財産収入 1 項財産売払収入3,773万円は防潮堤工事に伴う漁業集落排水処理施設用地一部の売払収入を見込むものです。

5 款繰入金 1 項他会計繰入金 3 億4,749万8,000円。前年度と比較して40%の増、これは一般会計繰入金で、漁業集落排水処理施設事業債償還分と復興事業に伴う漁業集落排水処理事業整備に係る繰入金でございます。

2 項基金繰入金12億9,529万3,000円。前年度と比較して67.7%の増、これは東日本大震災復興交付金基金繰入金で、復興事業に伴う漁業集落排水処理施設整備に係る繰入金

であります。

6 款 1 項繰越金1,000円は整理科目であります。

7 款諸収入 1 項雑入3,000円は整理科目であります。

8 款 1 項町債 1 億5,480万円。前年度と比較して62.1%の増、これは復興交付金事業による漁業集落排水処理施設整備事業に伴う漁業集落排水処理施設事業債であります。

29ページです。歳出になります。

1 款 1 項下水道管理費2,391万1,000円。前年度と比較して23.9%の増、これは主に漁業集落排水処理施設事業における地方公益業法の適用を進めるための事務費の増であります。

2 款下水道事業費 1 項漁業集落排水処理施設整備費2,553万5,000円。前年度と比較して146%の増、これは主に防潮堤工事のため漁業集落排水処理施設用地を一部売り払いすることに伴う国庫返還金でございます。

3 款災害復旧費 1 項漁業集落排水処理施設災害復旧費1,000円は整理科目であります。

4 款 1 項公債費7,890万3,000円。前年度と比較して2.1%の増、これは漁業集落排水処理施設事業債の償還金であります。

5 款 1 項予備費、予算額10万円は前年度と同額を計上しております。

6 款復興費 1 項漁業集落排水処理施設整備費17億2,705万8,000円。前年度と比較して67.7%の増、これは面整備を一体的に実施するための漁業集落排水処理事業に対する一般会計繰出金であります。

歳入歳出の予算の総額は18億5,554万8,000円で、前年度と比較して63.2%の増となっております。

30ページをお開きください。

第2表、債務負担行為です。排水設備等工事資金利子補給金、期間は平成28年度から平成33年度まで、利子補給限度額は13万8,000円です。地方公営企業法適用化業務委託料、期間は平成28年度から平成30年度まで。限度額は709万9,000円です。

31ページ、第3表、地方債です。起債の目的、漁業集落排水処理事業、限度額は1億5,480万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法は一般会計と同じでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○副委員長（東梅康悦君） 平成28年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計を定めることについての質疑に入ります。

30ページをお開きください。

第2表、債務負担行為の質疑を行います。進行します。

31ページ、第3表、地方債の質疑を行います。進行します。

223ページをお開きください。

歳入の質疑に入ります。

1 款分担金及び負担金 1 項分担金。進行します。

2 款使用料及び手数料 1 項使用料。進行します。

2 項手数料。進行します。

3 款県支出金 1 項県負担金。進行します。

4 款財産収入 1 項財産売払収入。進行します。

224ページ、5 款繰入金 1 項他会計繰入金。進行します。

2 項基金繰入金。進行します。

6 款繰越金 1 項繰越金。進行します。

7 款諸収入 1 項雑入。進行します。

8 款町債 1 項町債。進行します。

歳入の質疑を終わります。

歳出に入ります。

225ページをお開きください。

1 款下水道管理費 1 項下水道管理費。及川委員。

○10番（及川 伸君） 委託料のところでお伺いします。

地方公営企業法適用化業務委託料300万円、これの具体的な内容についてお尋ねします。

○副委員長（東梅康悦君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤原 淳君） 現在、下水道事業と漁業集落排水処理事業のほうは特別会計のほうで行っておりますけれども、これのほうについて総務省のほうから特別会計ではなくて地方公営企業法のほうの適用を受けて、企業会計に移行してくださいという指示等がございまして、その準備のために来年度は業務委託料のほうを計上させていただいております。具体的には、地方財政法のほうで公営企業というのは規定されておりました、その中には必ず適用させなければいけない事業として水道事業等がございます。その中で下水道事業と、あとは漁業集落排水処理事業というのは任意適用ということだったんですが、これまでも国のほうの事業として汚水処理事業を進めてきております。



これは全国どこの自治体でもそういう事業を進めておりますけれども、今までの事業等を顧みたときに、どうもその下水道事業については収支関係のほうになかなか厳しい、どこの自治体のほうも厳しいということで、その収支関係のほうも明らかにするべきだということで、地方公営企業法を適用させていただきますということで、来年度からその準備に向けて委託料のほうを計上しております。具体的には、3年後ぐらいをめどに公営企業法のほうに財務の部分だけですね、人のほうは身分は町職員なんですけれども、財務のほうだけを公営企業法の適用を受けるようにこれから準備を進めていくというものでございます。（「わかりました。進行」の声あり）

○副委員長（東梅康悦君） よろしいですか。進行します。

226ページ中段まで。進行します。

2 款 漁業集落排水処理事業費 1 項 漁業集落排水処理施設整備費。進行します。

227ページ、3 款 災害復旧費 1 項 漁業集落排水施設災害復旧費。進行します。

4 款 公債費 1 項 公債費。進行します。

5 款 予備費 1 項 予備費。進行します。

6 款 復興費 1 項 漁業集落排水処理施設設備費。進行します。

平成28年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計予算を定めることについての質疑を終結いたします。

午後2時35分まで休憩といたします。

休 憩

午後2時24分

○

再 開

午後2時35分

○副委員長（東梅康悦君） 再開いたします。

議案第37号平成28年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（千田邦博君） それでは、議案第37号平成28年度大槌町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書は34ページでございます。

第1表、歳入歳出予算、歳入でございます。

1 款 保険料 1 項 介護保険料 2 億6,223万5,000円は、65歳以上の第1号被保険者の保険

料で、対前年度比4.5%の減であります。

2 款使用料及び手数料 1 項手数料78万円は、配食サービスにおける利用者負担等が主な内容であり、対前年度比13.3%の減であります。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金 2 億2,119万8,000円は、介護給付費等国庫負担金で、対前年度比4.3%の減でございます。

2 項国庫補助金 1 億118万4,000円は、高齢化率や所得状況に応じて措置されます普通調整交付金、震災後の措置としてのサービス利用料の自己負担の減免に係る特別調整交付金などが主な内容で、前年度比4.7%の減でございます。

4 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金 3 億6,323万8,000円は、40歳から64歳までの第2号被保険者に係る介護納付金が主な内容で、前年度比5.6%の減でございます。

5 款県支出金 1 項県負担金 1 億9,495万4,000円は、介護給付費に係る県負担金で、前年度比6.6%の減でございます。

2 項財政安定化基金支出金は整理科目でございます。

3 項県補助金756万1,000円は、介護予防事業等に対応する地域支援事業交付金等が主な内容で、前年度比7.2%の増でございます。

6 款財産収入 1 項財産運用収入 3 万円は、介護給付費準備基金の預金利子でございます。

7 款繰入金 1 項一般会計繰入金 1 億8,763万1,000円は、介護給付費及び地域支援事業に係る町負担分の繰り入れ等が主な内容で、前年度比4.6%の減でございます。

2 項基金繰入金323万5,000円は、介護給付費準備基金からの繰入金で、前年度比35.3%の減となっております。

8 款繰越金 1 項繰越金は整理科目でございます。

9 款諸収入 1 項居宅支援サービス計画費収入570万6,000円は、要支援認定者のサービス計画作成に係る収入で、前年度比3.8%の増でございます。

2 項延滞金、加算金及び過料は整理科目でございます。

3 項雑入 2 万7,000円は、生活保護受給者の要介護認定審査委託料等が主な内容であります。

10 款町債 1 項町債は整理科目でございます。

36 ページにまいりまして、歳出でございます。

1 款総務費 1 項総務管理費32万8,000円は事務費となりまして、前年度比90%の減とな

っておりますが、次年度は制度改正に伴うシステム改修がないための主な減少の要因となっております。

2 項徴収費60万1,000円は、介護保険料徴収に係る納入通知書等の印刷費が主な内容で、前年度比20.3%の減となっております。

3 項介護認定審査会費1,438万1,000円は、釜石市と共同設置しております介護認定審査会の運営に係る負担金並びに介護認定に要する主治医意見書の作成手数料が主な内容で、前年度比15%の増となっております。

4 項趣旨普及費31万4,000円は、制度の普及啓発用のパンフレットの作成等で、前年度比13.5%の減となっております。

2 款保険給付費は介護サービスの給付に係る経費であり、1 項介護サービス費等諸費11億6,420万5,000円は、要介護認定者に対するホームヘルプサービス等の居宅サービスに係る給付費、特別養護老人ホーム等の施設サービスに係る給付費が主な内容で、前年度比5.2%の減となっております。

2 項介護予防サービス等諸費4,535万7,000円は、要支援認定者に対するホームヘルプサービスやデイサービス等に係る給付が主な内容で、前年度比6.1%の減となっております。

3 項その他の諸費128万円は、介護給付費の審査支払いに係る国民健康保険団体連合会に対する委託料であり、前年度比3.5%の増となっております。

4 項高額介護サービス等費931万6,000円は、一定額以上の自己負担をされたサービス利用者に対する給付費であり、前年度比16.8%の減となっております。

5 項高額医療合算介護サービス等費116万6,000円は、介護サービスと医療費を合算して一定額以上の自己負担をされた利用者に対する給付費であり、前年度比6%の増となっております。

6 項特定入所者介護サービス等費5,915万3,000円は、養護老人ホーム、優良老人ホーム等の入所者に対する介護サービス給付であり、前年度比6.9%の減となっております。

3 款財政安定化基金拠出金 1 項財政安定化基金拠出金は整理科目であります。

4 款地域支援事業費 1 項介護予防事業費1,680万4,000円は、地域包括支援センターの職員の人件費であり、各種の介護予防事業に要する経費であり、前年度比20.2%の減となっております。

2 項包括的支援事業・任意事業費2,078万9,000円は、地域包括支援センター職員の人

件費並びに配食サービスや在宅で重度の要介護者を介護している方への介護用品の給付費等が主でありまして、前年度比29.8%の増となっております。

5款介護予防支援事業費1項介護予防支援事業費870万5,000円は、地域包括支援センターが介護予防支援事業所として要支援認定者の介護予防サービス計画の作成等を行う経費並びに職員人件費等が主な内容であり、前年度比9.5%の増となっております。

6款基金積立金1項基金積立金3万円は、介護給付費準備基金繰入金利子に係る積立金であります。

7款公債費1項財政安定化基金償還金は整理科目であります。

8款諸支出金1項償還金及び還付加算金535万1,000円は、被保険者の死亡に伴う納付済み保険料の還付などが主な内容でありまして、前年度比0.9%の減となっております。

2項延滞金、3項の繰出金は、いずれも整理科目であります。

以上、平成28年度大槌町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出総額13億4,778万4,000円を計上したものでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副委員長（東梅康悦君） 平成28年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについての質疑に入ります。

239ページをお開きください。

1款保険料1項介護保険料。芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） 平成27年度から標準月額の見直しがあつて、6段階から9段階へ見直しがあつて、低所得者層の方に関しては緩和、高所得者層においては増額ということで、9段階に細分化されたということで、町民さんが保険料の納付だったり、その混乱とかがあったのかどうかと、あと現在の未納とか対応がそれによってどの程度ふえたか、減ったかというあたりをお聞かせください。

○副委員長（東梅康悦君） 長寿課長。

○長寿課長（森川浩次君） 芳賀議員の御質問にお答えいたします。

特に9段階に変わったからといって、特に問題というか、言ってこられた方というのは二、三件です。ただ、説明をすることによって一応御理解いただいたといったことで、特に混乱には至っておりません。

それと、滞納・未納につきましても、特段9段階にしたからということで、特段その差というのは特段起きてはおりません。

○副委員長（東梅康悦君） 進行します。

2 款使用料及び手数料 1 項手数料。進行します。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金。進行します。

2 項国庫補助金。進行します。

240ページ中段までです。進行します。

4 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金。進行します。

5 款県支出金 1 項県負担金。進行します。

2 項財政安定化基金支出金。進行します。

3 項県補助金。進行します。

6 款財産収入 1 項財産運用収入。進行します。

7 款繰入金 1 項一般会計繰入金。242ページ上段。進行します。

2 項基金繰入金。進行します。

8 款繰越金 1 項繰越金。進行します。

9 款諸収入 1 項居宅支援サービス計画費収入。進行します。

2 項延滞金、加算金及び過料。

243ページ、3 項雑入。進行します。

10 款町債 1 項町債。進行します。

歳入の質疑を終わります。

歳出の質疑に入ります。

244ページ、1 款総務費 1 項総務管理費。進行します。

2 項徴収費。進行します。

3 項介護認定審査会費。245ページ上段。進行します。

4 項趣旨普及費。進行します。

2 款保険給付費 1 項介護サービス費等諸費。東梅 守委員。

○7 番（東梅 守君） ここでお尋ねをいたします。

説明の中で、震災以降65歳以上の被保険者の数は減となったものの、震災後に要介護認定者が増加傾向にあり、介護サービスの需要は高まっていますという説明があります。そこで、これ給付費が上がる可能性があると考えられるわけなんですけど、この5年間でいろんな形でその被災者の方のサービスであったり、いろんな形でやられて、対策をとられてこられたと思うんですが、この増加傾向にあった要因はどこにあって、その対策を

どのようにとられてきたのか、その辺をお尋ねいたします。

○副委員長（東梅康悦君） 長寿課長。

○長寿課長（森川浩次君） 東梅議員の御質問にお答えいたします。

特に高まってきた要因というのが、ちょっと何かというのは確かにうちのほうでも今分析というか、あれはしていますが、実際介護度が特段重たくなると、震災とともに重たくなったという傾向は特にございません。ただ、認定者数等につきましては、実を言うと以前、9月議会のときですかね、10月のときあたりにも御質問ありましたけれども、大体800人前後で推移を今しているような状況です。一応12月末現在でいくと、今のところ800人という状況になっています。それで、そのうち若い方、2号保険者と言われている40歳から64歳の方が16名といった形になっていまして、実際要因のところについては震災に伴ってといったところで、よく言われているのが精神的な部分のところではふえているという傾向があるのではないかとといったところもありますけれども、實際上、うちの今要介護認定を受けてらっしゃるうちの半数ぐらいの方は認知度のところは確かに50%を超えているような状況ではございます。それで、対策といたしましては、なるべく介護度をある程度重たくならないようにといったところで、介護予防の部分について地域包括支援センターを中心にいろんな事業を今組んでいます。それで、来年度につきましては、特に認知症の部分のところに特化した形で進めていくということで、予算の中でも入れ込んでございますが、進めてまいりたいと思います。以上です。

○副委員長（東梅康悦君） 東梅 守委員。

○7番（東梅 守君） 介護予防支援事業費のところは前年から比べれば予算でもアップになっているというところがあります。ただ、震災後において、この増加傾向にあるという点を捉えると、これまでやってきた対策にプラスする形か、見直すかという形で、抜本的な改革が必要なのではないかなというふうに考えるわけです。ぜひこの介護認定者が減るような形でいかないと、この800人でずっといっているということは、その人口比でいった場合に、人口減が進んでいる中で800人が維持されているということは高まっているという、まあそういう捉え方になるんだろうと思います。ぜひこの辺の介護予防に関しては、十分な事業を組んでいただいて、ぜひその長寿化につなげていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

○副委員長（東梅康悦君） 進行します。

246ページ下段まで。進行します。

2 項介護予防サービス等諸費。247ページ全般。進行します。

248ページ、3 項その他諸費。進行します。

4 項高額介護サービス等費。進行します。

5 項高額医療合算介護サービス等費。進行します。

249ページ、6 項特定入所者介護サービス等費。進行します。

3 款財政安定化基金拠出金 1 項財政安定化基金拠出金。進行します。

4 款地域支援事業費 1 項介護予防事業費。250ページ全般までです。進行します。

251ページ上段まで。芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） 地域支援事業のことでちょっと伺いますが、平成29年度から本格的に移行することによって、28年度はどの市町村も準備期間だということで、そのスキームをやったり試験的にシステム導入するのかというあたりで、今どの市町村も検討しています。事業者については、なかなかその先が見えないので、どの程度その財政的なやり取りから、利用者からということで、不安を抱えている事業所も多いというようなことがつい先日沿岸地区の老人ホーム協議会でも話されたところなんですけれども、当町における本格的導入に向けた取り組みであるとか、具体的なタイムテーブルだとかというのが作成されているかというのをちょっとお伺いします。

○副委員長（東梅康悦君） 長寿課長。

○長寿課長（森川浩次君） 芳賀議員の御質問にお答えいたします。

今言われている件は、来年度、4月からスタートする、平成29年4月の総合事業の関係だと思いますが、この関係につきましては、実を言うと今うちの町内、長寿課と地域おこし支援センター中心で進めておりますが、今後、28年度に入ってから、全庁的な動きの部分も含めてちょっと検討していくということで考えてございます。それで、スケジュール等についても一応28年度のなるべく、余り28年度、29年度3月ぎりぎりになってしまうと、余りにも試行もできませんので、なるべくちょっと早い段階でということを考えています。

それと、あと、この総合事業につきましては、全て町民の方にも影響を及ぼすことですので、町民の方へも周知というか、説明会なり何なりと、あと芳賀議員の言われてました事業者の方々等につきましても、しっかりと説明をして、間違いなく御理解いただいて進められるような体制をとってまいります。以上です。

○副委員長（東梅康悦君） よろしいですか。進行します。

251ページ、2項包括的支援事業・任意事業費。芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） 最後のところの国の政策で全国どの市町村も認知症カフェを設置しなさいというようなことでこの予算になったと思いますが、36万8,000円、当町においてこの認知症のカフェをどこに設置する予定なのか。まあ、予定とか具体的な案があるからちょっと私も担当課にちょっと聞いていないので全然承知していませんが、ちょっとその計画があればお聞かせください。

○副委員長（東梅康悦君） 長寿課長。

○長寿課長（森川浩次君） 芳賀議員の御質問ですが、実を言うとタイムリーなお話を言いますと、本日この議会終わった後にプロポーザルをやる予定になっております。それで、来年度の部分のところで事業所を決めてといったところを考えている状況ですので、これからちょっとどういう形でということは御説明したいと思いますけれども、一応この部分については進めるということで、ちょうどここでやりますので、以上よろしくお願ひします。

○副委員長（東梅康悦君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） 今全国的にもその認知症対策で認知症高齢者を抱える家族の心身の疲労だったり、いろんなことが叫ばれてこの事業になったわけですね。もともとと言うと、家庭介護教室だったり、介護者の休業事業だったり、いろんなことを施策ではやってきたと。ただ、何かとってつけたように認知症カフェってなると、まあ今風のカフェをつけたからどうなんだという、個人的な感情はあるんですけども、そのプロポーザルして決まるでしょうけれども、そのどうやって方向性を持っていくかというのはなかなか難しいんですよね。認知症でも、長寿課長は詳しいと思いますけれども、同じ認知症でも全然状態像が違っている場合もあるでしょうし、今このように町方を見てみると、まちなかにカフェをつくるわけにもいかないので、とりあえずどこかが委託をして、モデル事業になって、町が再興されたときに集約的になるのか、あと地域ごとにそういうのをつくっていくのかというあたりにはなると思いますけれども、私がお願いしたいのは、あんまり型にはまらないで、町が手を挙げて勝ち取った事業でもないといったら語弊もあるんですけども、そこの波に上手に乗っていただければと思いますので、よろしくどうぞ。

○副委員長（東梅康悦君） 進行します。

252ページ。進行します。



253ページ、5款介護予防支援事業費1項介護予防支援事業費。進行します。

6款基金積立金1項基金積立金。進行します。

7款公債費1項財政安定化基金償還金。254ページ上段までです。進行します。

8款諸支出金1項償還金及び還付加算金。進行します。

2項延滞金。進行します。

3項繰出金。255ページまでです。進行します。

平成28年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについての質疑を終結いたします。

議案第38号平成28年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（千田邦博君） それでは、議案第38号平成28年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて御説明いたします。

予算書の40ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算、歳入からでございます。

1款後期高齢者医療保険料1項後期高齢者医療保険料7,486万5,000円は、前年度比1.6%の増であります。普通徴収保険料の収納率につきましては、現年度分を97%、滞納繰越分を86%と見込んで計上しております。

2款使用料及び手数料1項手数料3万2,000円は、督促手数料であります。

3款国庫支出金1項国庫補助金及び4款寄附金1項寄附金は、いずれも整理科目でございます。

5款繰入金1項一般会計繰入金4,506万円は、事務費繰入金及び保険基盤安定負担金繰入金でありまして、前年度比3.2%の増となっております。

6款繰越金1項繰越金及び7款諸収入1項延滞金、加算金及び過料は、いずれも整理科目であります。

2項償還金及び還付加算金160万円は、岩手県後期高齢者医療広域連合からの過年度分に係る保険料等還付金でありまして、前年度比23.8%の減となっております。

3項預金利子は整理科目であります。

41ページにまいりまして、歳出であります。

1款総務費1項総務管理費26万1,000円は、需用費、役務費等一般事務費でありまして、

前年度比11.8%の減となっております。

2項徴収費63万8,000円は、保険料通知書作成に係る印刷製本費等保険料収入に係る事務費でありまして、前年度比0.3%の増となっております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金1億1,906万3,000円は、徴収した保険料及び保険基盤安定負担金を岩手県後期高齢者医療広域連合に納付する負担金でありまして、前年度比2.2%の増となっております。

3款諸支出金1項償還金及び還付加算金160万円は、過年度分の保険料還付金が主な内容でありまして、前年度比23.8%の減となっております。

2項繰出金は整理科目であります。

以上、平成28年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算案につきましては、歳入歳出予算総額1億2,156万3,000円を計上しております。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副委員長（東梅康悦君） 平成28年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについての質疑に入ります。

265ページをお開きください。

歳入に入ります。

1款後期高齢者医療保険料1項後期高齢者医療保険料。進行します。

2款使用料及び手数料1項手数料。進行します。

3款国庫支出金1項国庫補助金。進行します。

4款寄附金1項寄附金。進行します。

5款繰入金1項一般会計繰入金。266ページの上段までです。進行します。

6款繰越金1項繰越金。進行します。

7款諸収入1項延滞金、加算金及び過料。進行します。

2項償還金及び還付加算金。進行します。

3項預金利子。進行します。

歳入の質疑を終わります。

267ページ、歳出の質疑に入ります。

1款総務費1項総務管理費。進行します。

2項徴収費。進行します。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金。進行します。

3 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金。268ページまでです。進行します。

2 項繰出金。進行します。

平成28年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについての質疑を終結いたします。

議案第39号平成28年度大槌町水道事業会計予算を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） 別冊にて配付しております予算書の 1 ページをごらん願います。

第 1 条、平成28年度大槌町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第 2 条、業務の予定量は、次のとおりとする。給水戸数4,800戸。年間総配水量129万6,000立米。1日平均配水量3,550立米。

第 3 条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第 1 款水道事業収益 2 億5,003万6,000円、対前年度比1,967万6,000円の増、8.5%の増であります。

第 1 項営業収益 2 億1,288万9,000円、対前年度比1,487万6,000円の増、7.5%の増であります。主なものは営業活動から生ずる収益で、給水収益等であります。

第 2 項営業外収益3,680万6,000円、対前年度比455万4,000円の増であります。主なものは長期前受金戻し入れで、減価償却の当年度増加額を計上しております。

第 3 項特別利益34万1,000円、対前年度比24万6,000円の増であります。主に過年度分の督促手数料を計上しております。

支出、第 1 款水道事業費用 2 億3,450万3,000円、対前年度比494万9,000円の減、2.1%の減であります。

第 1 項営業費用 1 億9,186万7,000円、対前年度比1,167万円の減、5.7%の減であります。事業活動のため生ずる費用で、人件費、燃料費、光熱水費等の物件費、各種委託料、修繕費、減価償却費等であります。

第 2 項営業外費用3,963万4,000円、対前年度672万1,000円の増、20.4%の増であります。主として金融財務活動に要する費用で、企業債の支払利息、消費税及び地方消費税の納付見込み額であります。

第 3 項特別損失100万2,000円、過年度損益修正損による特別損失であります。

第4項予備費200万円。

2ページ、3ページをごらん願います。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,369万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金8,977万4,000円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,539万1,000円。過年度内部留保資金4,852万6,000円で補填するものとする。

収入、第1款資本的収入20億958万6,000円、対前年度比4億2,117万3,000円の増であります。

第1項企業債2億4,130万円、対前年度比3,870万円の減であります。建設改良費、主に水道施設復興事業に係る起債借入見込み額であります。

第2項補助金16億8,896万円、対前年度比4億1,163万6,000円の増であります。水道施設復旧事業に係る国庫補助金及び一般会計からの繰入金であります。

第3項出資金1,000円、整理科目であります。

第4項負担金459万円。対前年度比91万8,000円の減であります。一般会計からの消火栓設置工事費負担金であります。

第5項工事負担金7,473万5,000円、安渡仮設ポンプ場整備及び白銀浄水施設整備に係る負担金であります。

支出、第1款資本的支出21億6,327万7,000円、対前年度比5億1,268万5,000円の増であります。

第1項建設改良費7億3,653万9,000円、対前年度比2億6,735万3,000円の増、57%の増であります。主に水道施設復興事業等、白銀浄水場整備に係る費用を計上しております。

第2項企業債償還金8,305万2,000円、対前年度比276万1,000円の増、3.4%の増であります。企業債の元金償還金であります。

第3項補助金返還金1,000円、整理科目であります。

第4項操出金13億4,368万5,000円、対前年度比2億4,257万1,000円の増、22%の増であります。これは、CMr県土地開発公社に一括委託している経費を一般会計へ繰り出しするものです。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的、排水施設整備事業及び公営企業災害復旧事業、限度額はそれぞれ7,990

万円、1億6,140万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、他の会計と同じ  
ですので省略させていただきます。

第6条、一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと  
定める。営業費用、営業外費用、特別損失。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流  
用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を得なけ  
ればならない。職員給与費2,182万7,000円。

第9条、災害復旧及び消火栓設置、企業債償還金等のため、大槌町一般会計からこの  
会計へ補助を受ける金額は、2億1,531万3,000円である。

第10条、棚卸資産の購入限度額は、500万円と定める。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○副委員長（東梅康悦君） 平成28年度大槌町水道事業会計予算を定めることについての  
質疑に入ります。

8ページをお開きください。

平成28年度大槌町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書。

9ページ。進行します。

17ページをお開きください。

債務負担行為に関する調書。進行します。

18ページをお開きください。

平成27年度大槌町水道事業会計予定損益計算書。19ページまで。進行します。

20ページ、平成27年度大槌町水道事業会計予定貸借対照表、資産の部。進行します。

21ページ、負債の部。進行します。

22ページ、資本の部。進行します。

24ページをお願いいたします。

平成28年度大槌町水道事業会計予定損益計算書。25ページまでです。進行します。

26ページをお開きください。

平成28年度大槌町水道事業予定貸借対照表、資産の部。進行します。

27ページ、負債の部。進行します。

28ページ、資本の部。進行します。

31ページをお開きください。

平成28年度大槌町水道事業会計予算説明書、収益的収入及び支出。収入、1款水道事業収益1項営業収益。進行します。

32ページ。進行します。

33ページ、2項営業外収益。進行します。

34ページ上段まで。進行します。

3項特別利益。進行します。

35ページ、支出に入ります。

1款水道事業費用1項営業費用。進行します。

36ページ。進行します。

37ページ。進行します。

38ページ。進行します。

39ページ。進行します。

40ページ、41ページ。進行します。

42ページ、43ページ。進行します。

44ページ。進行します。

45ページ、2項営業外費用。

46ページに進みます。

3項特別損失。進行します。

4項予備費。進行します。

47ページ、資本的収入及び支出。収入、1款資本的収入1項企業債。進行します。

2項補助金。進行します。

3項出資金。進行します。

48ページ、4項負担金。進行します。

5項工事負担金。進行します。

49ページ、支出に入ります。

1款資本的支出1項建設改良費。進行します。

50ページ、51ページ。進行します。

52ページ。進行します。

53ページ、2項企業債償還金。進行します。

3項補助金返還金。進行します。

4項繰出金。進行します。

以上で、平成28年度大槌町水道事業会計予算に対する質疑を終結いたします。

以上をもちまして、議題となっております各会計予算の質疑は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日17日は午前10時から予算特別委員会を再開いたします。

大変御苦労さまでございました。

散 会 午後3時19分

